

【広島市作成】介護報酬の算定等に係るQ&A(事業者向け)

(最終更新日 平成25年4月24日)

掲載 用No.	サービス種別	基準 区分	項目	質問	回答	掲載日	変更の有 無
118	01居宅介護支援	3運営	ケアプランの記載方法	第1表へ記載する「認定日」には、介護保険被保険者証記載の「認定日」を記載するのか。	居宅サービス計画の場合、「要介護状態区分」が認定された日(認定の始期であり、初回申請者であれば申請日を記載する。) 介護予防サービス・支援計画の場合、当該利用者の要支援認定の結果を受けた日を記載する。	H23.8.26	
1	01居宅介護支援	3運営	ケアプランの作成日	第1表の「居宅サービス計画作成(変更)日」は、利用者の同意を得た日付を記載するのか。 当社は、パソコンでケアプランを作成しているが、プログラム上、当該欄には印刷した日が印字されるようになっている。この場合、プログラムを変更する必要があるのか。	「居宅サービス計画作成(変更)日」は、利用者の同意を得た日付を記載する。 これは、ケアプラン原案が、利用者の同意を得た時点でケアプランとなることから、作成日イコール同意日となるからである。 なお、パソコンのプログラムにより、当該欄に同意日以外の日付が印刷されるようになっている場合は、手書きで修正して差し支えない。	H22.12.24	
2	01居宅介護支援	3運営	ケアプランへの同意	「文書により利用者の同意を得る」とは、具体的にどうすればよいのか。	利用者の署名又は押印のいずれかの方法で同意を得ること。 そのため、利用者の負担等を勘案し、押印のみでも差し支えない。	H22.8.30	
4	01居宅介護支援	3運営	ケアプランへの同意	ケアプランに対する利用者の同意は、第1表から第3表まで全ての用紙に必要か。	利用者負担等を勘案すると、例えば、第1表の下部に「居宅サービス計画書(第1表～第3表)」について、〇〇介護支援専門員から説明を受け、これに同意し、受領しました。」と記載し、押印してもらうことが望ましい。	H22.12.24	
3	01居宅介護支援	3運営	ケアプランへの同意	署名又は押印が出来ない利用者がある。家族もおらず、成年後見人もいない。文書による同意がないと、減算となるのか。	本人又は家族等からの文書による同意が困難な場合は、ケアプランの内容を説明したケアマネジャーが署名又は押印し、その年月日を記載することで、運営基準減算を適用しない。	H22.8.30	
119	01居宅介護支援	3運営	サービスの追加・変更	家族介護の疲れから、急遽、訪問介護を利用することになったが、一連の業務を行う必要があるか。	予めケアプランに位置付けられていないならば、サービス種類の増にあたることから、一連の業務を実施する必要がある(軽微な変更には当たらない。)	H23.8.26	
117	01居宅介護支援	3運営	サービスの追加・変更	認知症対応型通所介護が事業者の都合で一般型通所介護に変更することになったが、この場合、ケアプランの変更やサービス担当者会議等の一連の業務を行う必要があるか。	必要である。 認知症の専門ケアが必要なのであれば、別の認知症対応型通所介護を利用するという選択肢もあり、また一方で、事業所を変更することにより、利用者が不穏になることも懸念されるケースであるからこそ、サービス担当者会議等により対応を検討する必要がある。	H23.8.26	
120	01居宅介護支援	3運営	サービスの追加・変更	元々ケアプランに位置付けていた福祉用具貸与について、支給限度額超過となるので、全額自己負担のレンタルに変更することとした。この場合、介護保険給付のサービス種類は減ることになるが、利用者の心身の状況が全く変わらない。この場合、一連の業務を行う必要があるか。	軽微な変更として取扱っても差し支えない。	H23.8.26	
6	01居宅介護支援	3運営	サービス担当者会議	9月末で認定期間が満了し、10月1日から更新となる。また、9月中にサービス種類の増減があった。担当者会議について、更新に伴うものと、サービス種類の増減に伴うもの2回開催する必要があるのか。	担当者会議では、ケアプランの原案の内容について、居宅サービスの担当者から、専門的な見地からの意見を求める必要がある(質問の場合は、更新に伴う10月以降のプランと、サービス種類の増減に伴う9月までのプラン)。一方、担当者会議の開催回数は特段定められていない。 このため、9月に開催する担当者会議で、9月までのプランと10月以降のプランを協議することは可能である。	H22.12.24	

【広島市作成】介護報酬の算定等に係るQ&A(事業者向け)

(最終更新日 平成25年4月24日)

掲載 用No.	サービス種別	基準 区分	項目	質問	回答	掲載日	変更の有 無
7	01居宅介護支援	3運営	サービス担当者会議	サービス担当者会議を開催した際は、第4表のサービス担当者会議の要点の記録とは別に、第5表の居宅介護支援経過に会議開催の旨を記載する必要があるのか。	同一の事項について、複数の様式に重複して記載する必要はない。 これは、モニタリングの結果の記録についても同様である。	H22.12.24	
5	01居宅介護支援	3運営	サービス担当者会議	運営基準上、必須の参加者はどの範囲か。	担当のケアマネジャー及びケアプラン第2表に位置付けた全ての指定居宅サービス事業所の担当者である。 そのため、例えば、2つの訪問介護事業所を位置付けている場合は、各々の事業所の担当者を召集する必要がある。	H22.8.30	
8	01居宅介護支援	3運営	モニタリング	利用者が急遽入院したため、当該月はモニタリングができなかった。この場合「特段の事情」と考えてもよいのか。	ご質問の事例は、利用者の事情によりモニタリングができなかったと考えられるため、「特段の事情」に該当する。 なお、介護支援専門員に起因する事情は含まれないので、留意すること。	H22.12.24	
175	01居宅介護支援	3運営	モニタリング	利用者がインフルエンザやノロウイルスの感染症に罹患したために自宅訪問が出来なかった場合は特段の事情となるのか。	原則は、月内に必ず訪問するよう調整すること。 質問の事例は特段の事情と考えられるが、基本的には居宅に利用者がいる場合には自宅訪問するよう努力して、本人に合えない場合であっても利用者の状況把握という観点から家族やヘルパー等から情報収集して、その経過について記録を残しておくこと。 なお、事業所側の都合による特段の事情は認められない。	H25.4.24	
173	01居宅介護支援	3運営	一連の業務	特定福祉用具を購入した場合、サービスの増として一連の業務は必要か。また、一連の業務ができていない場合、減算となるのか。	購入する特定福祉用具がケアプランに位置付けられるものであれば、ケアプランに位置付けられているサービスの増になるので、一連の業務が必要である。	H25.4.24	
9	01居宅介護支援	3運営	軽微な変更	軽微な変更の場合、一連の業務を行ってなくても減算とならない。では、軽微な変更は、どのような範囲か。	①同一サービス種類の回数の変更(訪問介護の身体1が週2回から3回に増える場合等)、②同一サービス種類の事業所の変更(A訪問介護事業所からB訪問介護事業所に変更する場合等)、③同一サービス種類の内容の変更(福祉用具貸与において、車いすに特殊寝台を追加する場合等)等がある。 ただし、減算の有無にかかわらず、必要と認められる場合は、行っていただきたい。	H22.8.30	
10	01居宅介護支援	3運営	軽微な変更	訪問介護事業所を変更する場合、一連の業務が必要となるのか。	軽微な変更(同一サービスにおける回数の増減、同一サービスにおける事業所の変更等)に該当するのであれば、一連の業務は必須ではないが、必要に応じて第2表及び第3表等を修正し、修正後のケアプランを利用者及び担当者に情報提供すること。	H23.6.17	
151	01居宅介護支援	3運営	暫定ケアプラン	一連の業務を実施し暫定ケアプランを作成したのち、その暫定ケアプランを本プランとする場合、改めて一連の業務が必要か。	想定していた要介護度と認定結果とに相違がなければ、改めての一連の業務は不要であるが、暫定から本プランへ移行したことを明らかにするため、必要事項を二重線で訂正するなどし、利用者へ説明し同意を得て、その旨を記録しておくこと。 なお、要介護度が想定と異なる結果であった場合には、再度のアセスメント、ケアプランの修正を行う必要があるか検討を行うことが必要である。	H23.11.16	
11	01居宅介護支援	3運営	暫定ケアプラン	月途中に区分変更申請を行った結果、要支援2から要介護1となった。地域包括支援センターから受託して介護予防サービス計画を作成している居宅介護支援事業所において、介護予防の暫定プランを作成していた場合、減算となるのか。	区分変更申請(みなし新規申請)日の属する月内に、ケアプランの作成に係る一連の業務が実施されていない場合には、運営基準減算となる。	H23.6.17	

【広島市作成】介護報酬の算定等に係るQ&A(事業者向け)

(最終更新日 平成25年4月24日)

掲載 用No.	サービス種別	基準 区分	項目	質問	回答	掲載日	変更の有 無
174	01居宅介護支援	3運営	事業所の出張所について	同一法人が運営しているサービス付き高齢者住宅の事務所に机を設置し、出張所として介護支援専門員が居宅介護支援業務を行うことは可能であるか。	認められない。 居宅介護支援業務は指定を受けた事業所以外では行うことができない。	H25.4.24	
121	01居宅介護支援	3運営	短期入所サービスの位置付け	短期入所サービスのニーズはあるが、実際の利用日が決まっていない場合の、ケアプランへの記載は、どのようにすればよいか。	家族の出張や家族の介護負担軽減の必要性など、ニーズが明らかであるが、当面の利用が未定の場合は、1表・2表・3表の週単位以外のサービスへ位置付けておく。 この場合のサービス担当者会議については、利用見込みの事業所がある場合には、当該事業所職員の出席等を要するが、未定の場合には当然出席できないことから、出席者のみで、短期入所サービス利用時の一般的な留意点等を検討し、記録しておくこと。 また、実際に利用することとなった場合には、事前にケアマネジャーから短期入所サービスの担当者へ利用上の留意点を情報提供しておくこと。 ただし、いずれの利用者についても、短期入所サービスの潜在的なニーズは十分考えられるが、安易に位置付けてはならない。	H23.8.26	
176	01居宅介護支援	4報酬	運営基準減算	運営基準減算が2月目の場合、算定しないこととなっているが、認知症加算等の加算は算定できるのか。	2月目以降は基本報酬が算定できないことから、加算も算定できない。	H25.4.24	
124	01居宅介護支援	4報酬	運営基準減算時の加算算定	新規で担当した利用者について、ケアプランに係る一連の業務の一部を実施できなかったことから、運営基準減算(50%)で請求する際、各種加算を算定することはできるのか。	運営基準減算の適用時には、初回加算及び特定事業所加算を算定できないが、その他の加算については、それぞれの要件を満たしていれば算定できる。 なお、運営基準違反が2月以上継続している場合は、居宅介護支援費が算定できないため、加算も算定できない。	H24.11.13	一部変更
177	01居宅介護支援	4報酬	介護職員処遇改善加算	各サービスに係る介護職員処遇改善加算について、どのように計算すればよいか。	各サービス別の総単位数に、各サービスで決められている割合を乗じて、端数を四捨五入し得た数値が、加算する単位数である。 総単位数と加算単位数を合計し、報酬単価を乗じて、端数を切り捨てた額が報酬総額になる。 ただし、加算単位数は支給限度額管理の対象にならない。	H25.4.24	
13	01居宅介護支援	4報酬	給付管理票の作成(支援費の算定)	65歳未満の生活保護受給者(生保単独)で、介護保険のサービス提供事業所からサービスを受けていた方が、月途中で65歳に達した。居宅介護支援費の算定はどうなるのか。	65歳未満の生活保護受給者(生保単独)、あるいは、65歳未満の医療保険脱退者に対するサービスは、介護保険制度の対象外である。 こうしたことから、生活保護受給者に対するサービス分と介護保険制度分のそれぞれについて居宅介護支援費を算定できる。	H23.3.31	
14	01居宅介護支援	4報酬	給付管理票の作成(支援費の算定)	居宅サービスを利用していた者が、月の途中で小規模多機能型居宅介護の利用を開始した。給付管理票の作成は、どこが行うのか。	月の途中で小規模多機能型居宅介護の利用を開始又は終了した場合は、小規模多機能型居宅介護の利用開始前又は終了後の居宅介護支援事業所のケアマネジャーが小規模多機能型居宅介護を含めて当該利用者に係る給付管理票の作成と提出を行い、居宅介護支援費の請求を行う。 (要支援者の場合においても同様で、介護予防支援事業所の担当職員が給付管理票を作成する。)	H23.3.31	
16	01居宅介護支援	4報酬	給付管理票の作成(支援費の算定)	月の途中で要支援状態区分から要介護状態区分に変更となり、支援事業所が変更となった場合の取扱いはどうに行うか。	状態区分変更後にサービスの利用がある場合には、変更後の事業所が給付管理票を作成し、支援費を算定する。	H23.6.17	

【広島市作成】介護報酬の算定等に係るQ&A(事業者向け)

(最終更新日 平成25年4月24日)

掲載 用No.	サービス種別	基準 区分	項目	質問	回答	掲載日	変更の有 無
15	01居宅介護支援	4報酬	給付管理票の作成 (支援費の算定)	月の途中で利用者が住民票上の住所を他市に変更したが、居宅介護支援費を広島市と、他市との両方に請求していいのか。 また、この場合の取扱件数は2件とするのか。	各々の保険者に対して給付管理票を作成することとなるので、算定可。取扱件数は、2件とする。 ただし、他市町における算定要件は、当該保険者に確認すること。	H23.6.17	
154	01居宅介護支援	4報酬	給付管理票の作成 (支援費の算定)	月途中で区分変更し、要介護から要支援になった。 区分変更前に居宅サービスの利用があり、変更後に介護予防サービスの利用がない場合、給付管理は、どこが行うのか。	要支援から要介護への区分変更や担当事業所の変更等がある場合には、変更後の担当支援事業所が給付管理を行うのが原則であるが、変更後にサービス利用がない場合においては、変更前の担当支援事業所が給付管理を行うこととする。	H23.11.16	
178	01居宅介護支援	4報酬	居宅介護支援費の 逓減に係る取扱件数 による基本単位区分	40歳以上65歳未満の生活保護単独受給者については取扱件数に含めるのか。	取扱件数には含めない。	H25.4.24	
179	01居宅介護支援	4報酬	緊急時等居宅カンファレンス加算	緊急時等居宅カンファレンス加算の算定要件に「・・・医師又は看護師等・・・」とあるが、医師又は看護師でなくても良いということか。また、良いのであれば、どういった職種が対象になるのか。	「等」に含まれるのは、医師の指示を受けた「看護師」、「准看護師」、「薬剤師」である。 作業療法士、理学療法士、精神福祉士は「等」に含まれない。	H25.4.24	
180	01居宅介護支援	4報酬	初回加算	40歳以上65歳未満の生活保護単独受給者が月途中で65歳に達した場合に、介護保険でも居宅介護支援費等は算定できるか。また、その場合に初回加算は算定できるのか。	40歳以上65歳未満の生活保護単独受給者は生活保護法による要介護認定であり、65歳以降は介護保険法による要介護認定となるため、介護保険上は新規利用者となり、居宅介護支援費、初回加算の算定は可能である。なお、新規利用者となるので一連の業務は必要である。	H25.4.24	
17	01居宅介護支援	4報酬	初回加算	地域包括支援センターから介護予防支援業務を受託していたが、利用者が要介護認定を受けた。介護予防支援と居宅介護支援を、同じ居宅介護支援事業所が継続して行うことになる場合、居宅介護支援の初回加算を算定することは可能か。	新規に居宅介護支援を行うことになるため、他の要件も満たしていれば、算定可能。 居宅介護支援事業所が受託して行う介護予防支援は、居宅介護支援とは別の扱いとなるため。	H22.12.24	
18	01居宅介護支援	4報酬	初回加算	要介護2の利用者が更新認定の結果、要支援2になった。その後、区分変更申請を行ったところ、要介護2となった。 この場合、初回加算は算定可能か。	初回加算は、当該利用者に対して、過去2か月以上、当該居宅介護支援事業所が居宅介護支援費を算定しておらず、ケアプランを新規に作成した場合等に算定可能である。 このため、最後に居宅介護支援を行ってから、経月で2か月以上居宅介護支援を行っていなければ、算定可能である。	H23.3.31	
153	01居宅介護支援	4報酬	小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	「介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護支援事業所に出向き」とあるが、利用者が他県の施設を利用することとなった場合も、出向かないと加算は認められないのか。	当該小規模多機能型居宅介護事業所に出向くことが要件となっているため、出向かない限り加算できない。	H23.11.16	
19	01居宅介護支援	4報酬	小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	加算の算定に当たっては、小規模多機能型居宅介護事業所に出向き、利用者の居宅サービスに係る利用状況等の情報提供を行うことが必要とされている。 については、①情報提供の方法は、口頭の居宅サービスに係る利用状況等の情報提供を行うことが必要とされている。 については、①情報提供の方法は、口頭の居宅サービスに係る利用状況等の情報提供を行うことが必要とされている。	加算の目的は、当該利用者の小規模多機能型居宅介護におけるケアプランの作成に協力することである。 このため、①正確に利用者の状況を伝達する観点から、当該利用者の同意を得た上で、既存資料(ケアプラン等)のコピーを提供する方が望ましい、②支援経過に、いつ、誰に、何を、どのように情報提供したかなどについて記載していただきたい。	H23.3.31	

【広島市作成】介護報酬の算定等に係るQ&A(事業者向け)

(最終更新日 平成25年4月24日)

掲載 用No.	サービス種別	基準 区分	項目	質問	回答	掲載日	変更の有 無
183	01居宅介護支援	4報酬	退院・退所加算	医療機関の都合により入院途中に2日間同一施設の短期療養の利用を挟んだ入院において、短期療養利用前に入手した患者情報により居宅サービス計画を作成した場合に退院退所加算は算定可能か。なお、短期療養利用時には退院退所加算を算定していない。	短期療養利用後の期間においても患者情報を入手している場合で、居宅サービス計画に反映した場合には短期療養利用前の患者情報についても算定可能であるが、短期療養利用後の期間に患者情報を入手していない場合は算定不可である。 なお、短期療養の利用が実際の退院にあたらなければ(医療機関の都合により介護保険を利用せずに医療機関が実費を負担する場合等)その期間においても入院が継続していると考えられるため、短期療養利用後に患者情報を入手していなくても短期療養利用前の患者情報により算定することは可能である。	H25.4.24	
181	01居宅介護支援	4報酬	退院・退所加算	退院にあたり、一連の業務を行った結果、全く入院前と同じケアプランとなった。サービス種類の増減がなければ、算定はできないのか。	一連の業務を行いケアプランを作成した場合、結果的に入院前と同じ場合でも算定できる。	H25.4.24	
182	01居宅介護支援	4報酬	退院・退所加算	利用者が入院中にPT等による「家屋調査」の為に一時外出した利用者宅へ訪問し、情報収集を行った場合、加算の算定はできるか。	職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成した場合には算定可能である。	H25.4.24	
23	01居宅介護支援	4報酬	退院・退所加算	8/1～8/30の間入院し、8/31に退院した利用者について、8月中に医療機関からの情報収集を行っている。9月に退院・退所加算を算定していいか。	退院・退所後7日以内に医療機関から情報収集しており、且つ、退院・退所日が属する月の翌月までにサービス提供がなされた場合には、算定可。	H23.6.17	
20	01居宅介護支援	4報酬	退院・退所加算	新規でケアプランを作成する利用者に対して、算定可能か。	算定要件を満たしている場合は、算定可能。 なお、初回加算を算定する場合には、当該加算は算定できない。	H22.8.30	
21	01居宅介護支援	4報酬	退院・退所加算	病院のスタッフとの面談を退院する半年ほど前に行った。算定は可能か。 また、面談から退院するまでにどれくらいの期間が空くと算定できない、といった基準はあるか。	加算は、退院等に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報(入院中の状況等)の提供を得た上で、ケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に、当該利用者が居宅サービス等の利用を開始した月に算定するものである。こうしたことから、質問にある半年前の面談が、退院に当たったものかどうかで算定の可否が異なる。 また、利用者の事情等により、退院が延期した場合は、利用者の状態の変化が考えられるため、必要に応じて再度病院等の職員と面談を行い、直近の情報を得ること(利用者の状態に変化がないことを電話等で確認した場合は、病院等の職員と面談を行う必要はない。)。この場合の期間の具体的な基準はなく、個々の利用者の状況を踏まえ、適切に対応すること。	H23.3.31	
22	01居宅介護支援	4報酬	退院・退所加算	利用者の退院にあわせ、ケアプランを作成したが、退院の月内に自宅を訪問できず、居宅介護支援費を減算して請求する。初回加算は算定できないが、退院・退所加算は算定できるか。	退院・退所加算に係る他の要件を満たす場合には算定可。	H23.6.17	
186	01居宅介護支援	4報酬	退院・退所加算	「回復期リハビリテーション病棟入院料」を算定した場合に、診療報酬として退院時共同指導加算2が算定できないが、退院時共同指導加算2に該当するカンファレンスを実施した場合に退院・退所加算は算定が可能か。	算定可能である。 「回復期リハビリテーション病棟入院料」には、退院時共同指導料2が診療報酬に含まれている(入院基本料に「地域連携診療計画退院時指導料(1)」が含まれ、「地域連携診療計画退院時指導料(1)」を算定する場合には退院時共同指導加算2が算定できない)	H25.4.24	

【広島市作成】介護報酬の算定等に係るQ&A(事業者向け)

(最終更新日 平成25年4月24日)

掲載 用No.	サービス種別	基準 区分	項目	質問	回答	掲載日	変更の有 無
271	01居宅介護支援	4報酬	特定事業所加算	算定要件に「・・・の介護支援専門員1人当たり40名未満であること。」とあるが、この40名には、介護予防支援に係る業務の委託件数を含めるのか。	含めることとなる。 なお、介護予防支援に係る業務の委託件数は、2分の1を乗じた数を含めるものとする。	H25.4.24	
126	01居宅介護支援	4報酬	独居高齢者加算	独居高齢者加算の毎月の算定にあたり、毎月の訪問時に利用者が独居であるということを確認し、その度に記録に残す必要があるか。	算定開始時のアセスメントでの確認後も、引き続きアセスメント・モニタリングを通じて独居状態を確認し、その状態をアセスメントシートやモニタリング時に記録する必要がある。	H24.11.1	一部変更
169	01居宅介護支援	4報酬	独居高齢者加算	従前は独居であった利用者について、12月19日にモニタリングで独居を確認した後、状況変化し月末から今後は娘宅に同居することとなった。この場合12月の算定は認められるか。 月のほとんどについて、独居であり情報収集等の手間がかかっているのが現状である。	月末時点で独居状態が解消している場合は算定不可。 加算の趣旨は質問のとおり独居ゆえの情報収集の負担に対するものであるが、当該加算開始時についても、月末時点で独居であれば、その期間を問わない取扱いとしており、終了時においても同じ取扱いとなる。	H24.11.1	一部変更
152	01居宅介護支援	4報酬	入院時情報連携加算	① 利用者の入院予定の病院に事前に情報提供を行った場合算定可能か。 ② 利用者が入院したことを知らず、入院から10日経って、病院に情報提供した場合算定可能か。	① 利用者が当該病院に入院した場合には算定可。 ② 入院してから7日以内の情報提供ではないことから算定不可。	H24.11.13	一部変更
123	01居宅介護支援	4報酬	入院時情報連携加算	A病院に入院した利用者がB病院に転院したため、A病院にもB病院にも情報提供を行ったが、入院時情報連携加算は2回算定できるか。	当該加算は、利用者につき1月に1回を限度として算定できるものであり、同一月に2回の算定はできない。	H24.11.13	一部変更
12	01居宅介護支援	4報酬	入院時情報連携加算	前月にサービス利用があったが、当該月には、サービス利用がなく、当該月の11日に利用者が入院され、2日後の13日に医療機関に対して情報提供を行った。 この場合、入院時情報連携加算は算定可能か。	不可である。 当該月にサービス利用がない場合、入院時情報連携加算は、前月分の居宅介護支援費に合わせて請求することになる。前月分の介護給付費の請求期限は、翌月の10日である。 こうしたことから、翌月の10日を過ぎて情報提供を行った場合は、算定できない。	H24.11.13	一部変更
122	01居宅介護支援	4報酬	入院時情報連携加算	医療機関への情報提供は口頭でもいいか。	利用者の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況等の情報を確実に提供することから、書面による情報提供を行うとともに、支援経過へ記録する必要がある。	H24.11.13	一部変更
184	01居宅介護支援	4報酬	入院時情報連携加算	利用者が入院し、最初の病院には情報提供行っておらず入院時情報連携加算を算定していなかったが、入院から8日後に転院された先の病院には面談の上情報提供を行った。この場合、入院時情報連携加算は算定可能か。	最初の入院から8日以上経っており、7日以内の情報提供ができていないため算定不可。(転院は入院の継続とみなす。)	H25.4.24	
26	01居宅介護支援	4報酬	認知症加算	月の途中で該当しなくなった場合、当該月は算定可能か。	算定不可である。	H22.8.30	

【広島市作成】介護報酬の算定等に係るQ&A(事業者向け)

(最終更新日 平成25年4月24日)

掲載 用No.	サービス種別	基準 区分	項目	質問	回答	掲載日	変更の有 無
28	01居宅介護支援	4報酬	認知症加算	算定する旨を、ケアプラン(1-3表)に記載 する必要があるか。	ケアプランは本人や家族へ交付するものであるから、「認 知症」である旨の記載がはばかられる場合には、アセスメ ントシート等に記載することで足りることとする。	H23.6.17	
25	01居宅介護支援	4報酬	認知症加算	認知症である旨の確認が取れた月から加 算できるのか。	直近の主治医意見書等により、認知症高齢者の日常 生活自立度について、算定要件に該当する区分と判定 された日の属する月から算定できる。	H23.6.17	
27	01居宅介護支援	4報酬	認知症加算	認定期間は8月末までで、更新認定の際 の医師の主治医意見書は7月6日付け で、日常生活自立度のランクがⅢであった (以前はⅡ)。いつから算定可能か。	7月から算定可能。	H22.8.30	
185	01居宅介護支援	4報酬	保険者変更時の対 応	利用者の居宅の住所は変更しないが、 住民票を変更したため、保険者が変更 された。 その際、一連の業務は必要であるか。	単なる住民票の移転のみで、実際に引越しを行って おらず、サービス変更の必要性がなく、利用者の状 況も変わらない場合には、軽微な変更として対応も 可能である。 なお、引越しを行う場合等、利用者の状態変化があ る場合には一連の業務が必要である。	H25.4.24	
29	01居宅介護支援	5その 他	自立支援給付との調 整	2号被保険者で、自立支援給付を受ける ことができる利用者について、障害者支援 施設での短期入所と介護保険施設での 短期入所の併用は可能か。	介護保険の給付は、自立支援給付に優先するため、 原則として、介護保険の対象となるサービスについては、 自立支援給付は行われない。 しかしながら、障害者の状況等によっては、自立支援給 付が行われる場合もあるので、個別の事例について、区 保健福祉課にお問い合わせいただきたい。	H23.3.31	
188	02訪問介護	1人員	訪問介護員の資格	介護員養成研修を修了予定だが終了 証明書の交付を受けず、仮修了証明 書でも訪問介護員として従事できるか。	訪問介護員は研修を修了した旨の証明書の交付を 受けた者とされている。仮修了証明書では実際の修 了とは異なるため不可である。	H25.4.24	
187	02訪問介護	1人員	訪問介護員の資格	看護師の資格を有しているが、ヘル パーの資格を有していない者を、訪問 介護員として勤務させてよいのか。	可能である。 看護師・准看護師は1級ヘルパーとみなす。	H25.4.24	
30	02訪問介護	4報酬	2時間未満の間隔で のサービス提供	前回提供した指定訪問介護から2時間 空ける必要があるのか。	一律に2時間空けなければならないというものではない。 なお、前回提供した指定訪問介護から概ね2時間未満 の間隔で指定訪問介護が行われた場合には、それぞ れの所要時間を合算するものとする。	H22.8.30	
31	02訪問介護	4報酬	2時間未満の間隔で のサービス提供	通院等乗降介助に連続して身体介護を 実施する場合に、合算して請求する必要 があるか。	合算する必要はない。 ただし、要介護度・連続して実施するサービスの内容に より、身体介護中心型を算定する場合があるので注意 されたい。	H23.6.17	

【広島市作成】介護報酬の算定等に係るQ&A(事業者向け)

(最終更新日 平成25年4月24日)

掲載 用No.	サービス種別	基準 区分	項目	質問	回答	掲載日	変更の有 無
189	02訪問介護	4報酬	2時間未満の合算	複数の訪問介護事業所により、2時間未満の間隔で行われたサービスの所要時間は合算するのか。 また、加算の取扱いはどうなるのか。	複数の訪問介護事業所の場合も合算する。訪問介護費の分配は事業者相互の合議に委ねられる。 夜間、早朝の加算や2級ヘルパーのサービス提供責任者配置減算については、合算後の全体に対し加算、減算を行い算定する。 特定事業加算については、算定している事業所としていない事業所で算定する場合は、利用者の負担を考慮して算定しない取扱いとすること。	H25.4.24	
32	02訪問介護	4報酬	2人のヘルパーによるサービス	2人のヘルパーが入浴介助を行い、その後、1人のヘルパーが生活援助を行う場合、どのように算定するのか。	該当するサービスコードが存在しないため、便宜上、それぞれのヘルパーのサービス提供時間に応じてヘルパーごとに所定単位数を算定する。	H22.12.24	
33	02訪問介護	4報酬	2人のヘルパーによるサービス	入退院時に通院等乗降介助を利用したいが、利用者の居宅がエレベーターのない建物の4階で、階段の昇降にヘルパーが2人必要である。階段昇降の身体介護2人体制に連続して、通院等乗降介助の算定が可能か。	算定可。 ただし、要介護度・連続して実施するサービスの内容により、身体介護中心型を算定する場合があるので注意されたい。 また、この場合、該当するサービスコードが存在しないため、便宜上、それぞれのヘルパーのサービス提供時間に応じてヘルパーごとに所定単位数を算定する。	H23.6.17	
127	02訪問介護	4報酬	医療行為	薬局で処方された内服薬をピルカッター等で半錠にする行為を訪問介護員が行ってもよいのか。	当該行為は、医療行為に該当し、訪問介護員が行うことは認められないと思われる。 医療行為の該当の有無等については、広島県医務課(Tel.082-513-3056)にお問合せください。	H23.8.26	
190	02訪問介護	4報酬	医療行為	無呼吸症候群の治療として夜間に利用している補助呼吸器(ASV)のマスクやチューブをヘルパーが週に1回洗浄、消毒することは可能か。	医療行為の補助行為となる為不可と思われる。 医療行為の該当の有無等については、広島県医務課(Tel.082-513-3056)にお問合せください。	H25.4.24	
191	02訪問介護	4報酬	介護職員等による喀痰吸引等	准看護師は訪問介護員として胃ろうの注入は可能であるのか。	訪問介護の事業所が登録事業者になることが必要である。登録については広島県に確認すること。	H25.4.24	
128	02訪問介護	4報酬	緊急時訪問介護加算	立位・歩行困難な独居利用者が排泄コントロールができず、排泄介助の緊急の要請が月に3回程度あった。 この場合、それぞれのサービス提供について加算の算定が可能か。	他の算定要件を満たしたうえで、1回の要請につき1回を限度として算定できる。 ただし、度重なるようであれば、水分摂取量の管理方法等を含め、ケアプランの見直しが必要である。	H23.8.26	
155	02訪問介護	4報酬	緊急時訪問介護加算	利用者の独りでの外出中に、急に排泄介助が必要となった場合、介護保険の訪問介護サービスが利用できるのか。 また、利用できる場合に緊急時加算を算定できるか。	居宅外のみでの介護は、介護保険の給付対象とならない。したがって、当該加算も算定不可。	H23.11.16	
36	02訪問介護	4報酬	緊急時訪問介護加算	緊急時訪問介護加算の算定対象となる訪問介護とその後に行った訪問介護の間隔が2時間未満であった場合、それぞれの所要時間を合算するのか。	所要時間を合算する必要はなく、それぞれの所要時間に応じた所定単位数を算定する。	H23.3.31	

【広島市作成】介護報酬の算定等に係るQ&A(事業者向け)

(最終更新日 平成25年4月24日)

掲載 用No.	サービス種別	基準 区分	項目	質問	回答	掲載日	変更の有 無
37	02訪問介護	4報酬	緊急時訪問介護加算	緊急時訪問介護加算の対象となる訪問介護を、1日に2回行った。算定できるか。	算定可能である。 一日当たり及び一か月当たりの回数制限はない。	H23.3.31	
35	02訪問介護	4報酬	緊急時訪問介護加算	訪問介護を予定している日の朝に利用者が転倒し、家族が病院に連れて行った。家族は、仕事のため利用者を家に連れて帰れなかった。そのため、ケアプランに位置付けていない病院からの付添介助を含めた訪問介護を実施した。加算の算定は可能か。	算定可能。 当該加算については、ケアプランの第3表(週単位以外のサービスの欄を除く。)に位置付けられていない訪問介護(身体介護中心のみ)を行った場合に、算定可能となる。	H22.12.24	
38	02訪問介護	4報酬	緊急時訪問介護加算	利用者から訪問予定以外の時間に外出準備介助の要請があり対応した。 ケアマネジャーの了解が得られた場合、 ① 身体介助として算定可能か。 ② 緊急時加算が認められるか。	① ケアマネジャーと協議の上、必要と判断された場合は算定可。支援経過に記録を残すこと。 ② ケアプランに位置付けられていない訪問介護であり、利用者の要請に基づき、24時間以内に対応する場合は算定可。	H23.6.17	
192	02訪問介護	4報酬	合算する場合の早朝・夜間、深夜の加算について	早朝・夜間の加算の対象となる時間帯の訪問介護と加算の対象とはならない時間帯の訪問介護が二時間未満の間隔で行われるため合算する場合、早朝・夜間の加算の算定はどうなるのか。	合算するサービス提供の開始時刻が、早朝・夜間、深夜の時間帯にある場合、合算後の全体が加算の対象となる。 ただし、あらかじめ計画に位置付けた上で、利用者に説明し同意を得ておくこと。	H25.4.24	
193	02訪問介護	4報酬	算定の可否	ケアプランでは通院介助、調理等で身1生2であるが、訪問時に利用者が倒れており、緊急対応を行った場合、どこまで算定できるか。 ①9:00～9:25 自宅の鍵を開けるため、隣人等に協力を求める ②9:25～9:45 利用者倒れている状況確認、バイタル測定、救急車連絡、入院準備、救急車送り出し ③9:45～ 病院付添し状況説明及び診察結果を聴取	自宅において実際に利用者への介護を行った②のみ算定可能。	H25.4.24	
194	02訪問介護	4報酬	初回加算	7月1日に区分変更申請を行い、8月1日に要支援から要介護1に認定となった場合に、8月になってからサービス提供責任者が同行した場合に初回加算は算定できるか。	算定不可である。 認定期間が7月1日からとなっており、7月に指定訪問介護をおこなっているため、7月中にサービス提供責任者が同行した場合でなければ算定できない。	H25.4.24	
195	02訪問介護	4報酬	初回加算	月途中で要支援→要介護に変更となった。 要支援の期間中にサービス提供責任者が訪問介護計画書を作成し訪問したが、初回加算の算定はできるか。	算定できない。 要介護と認定された認定有効期間から当該月末までにサービス提供責任者が初回訪問介護を行った場合、もしくは初回訪問介護を行った際に同行した際に算定できる。	H25.4.24	
39	02訪問介護	4報酬	初回加算	算定に当たり、サービス提供責任者が初回のサービスに同行する場合、何の書類にどのように記録をすればよいのか。	指定訪問介護業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録することになっている。 記録する内容は、指定訪問介護の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項であるが、ここにサービス提供したヘルパー名と同行したサービス提供責任者名を記載していただきたい。	H23.3.31	

【広島市作成】介護報酬の算定等に係るQ&A(事業者向け)

(最終更新日 平成25年4月24日)

掲載 用No.	サービス種別	基準 区分	項目	質問	回答	掲載日	変更の有 無
156	02訪問介護	4報酬	身体介護(サービスの範囲)	要介護1で車椅子を利用している利用者が、居宅に浴槽がなく、以前から銭湯を利用していたので、銭湯での入浴を希望している。身体介護での算定が可能か。	原則は算定不可。 ただし、居宅に浴室がなく、利用者の都合により通所サービスも利用が困難で、訪問入浴を行うほど利用者が重度ではない場合において、銭湯事業者や他の銭湯利用者の了解、事故が起こった場合の責任を明確にした時は算定可。まずはデイスサービス等を検討すること。	H23.11.16	
41	02訪問介護	4報酬	身体介護(サービスの範囲)	選挙の投票所への同行を頼みたいが、保険給付の対象となるか。	算定可である。	H23.6.17	
42	02訪問介護	4報酬	身体介護(外出介助の算定)	通院介助について、どのように算定したらよいか。	適切なケアマネジメントに基づく通院介助は、家を出た時刻から帰った時刻までが算定できる最大の時間となり、その間のうち、介護報酬を算定することができない時間を除く。 除く時間は、①院内での診療時間(問診、注射、点滴、レントゲン撮影、MRI、リハビリ等)、②院内での単なる待ち時間、③タクシー等の移動中の車内において、介護をしなかった時間が考えられる。 なお、院内の待ち時間のうち、内科から外科等への移動の付添や排せつ介助に要した時間等は算定可能である。 (別紙3参照。)	H22.12.24	
43	02訪問介護	4報酬	身体介護(外出介助の算定)	利用者の息子の用事で、区役所へ直に届け出なければならない書類があるが、息子は入院している。代わりに要介護者が届け出に行くが、その際の外出介助は算定可能か。	介護保険のサービスは、利用者の自立支援に資するものでなければならず、利用者以外の者のためのサービスについて算定することは認められない。	H23.6.17	
44	02訪問介護	4報酬	身体介護(外出先みのサービス)	病院内での身体介護のみで算定することは可能か。	訪問介護は、介護保険法第8条の規定上、原則として、要介護者の居宅において行われるものとされており、サービス提供の開始又は終了が居宅で行われる必要がある。 こうしたことから、居宅以外において行われる病院内での介助などのサービス行為だけをもってして訪問介護として算定することはできない。	H23.3.31	
45	02訪問介護	4報酬	身体介護(専門的配慮を要する調理)	主治医から糖尿病用のメニューを渡されたが、このメニューを基に調理する場合、特段の専門的配慮をもって行う調理に該当するものとして、身体介護を算定してよいのか。	医師の発行する食事せんに基づくものでなければ、特段の専門的配慮をもって行う調理に該当しない。	H23.6.17	
46	02訪問介護	4報酬	生活援助(サービスの範囲)	金融機関での家賃の振込、公共料金の支払は算定可能か。	まずは、訪問介護以外の方法(口座引落等)ができないか、検討する必要がある。 他の方法では不可能で、かつ、本市が通知した平成21年11月2日付けの「訪問介護等における適切なケアマネジメントの実施について」の条件を満たす場合は、算定可能。 なお、扱った現金の取扱いには十分注意されたい。	H22.8.30	
47	02訪問介護	4報酬	生活援助(同居家族がいる場合)	同居家族がいる場合の生活援助について、どのように対応したらよいのか。	別紙4のとおり。	H22.12.24	

【広島市作成】介護報酬の算定等に係るQ&A(事業者向け)

(最終更新日 平成25年4月24日)

掲載 用No.	サービス種別	基準 区分	項目	質問	回答	掲載日	変更の有 無
202	02訪問介護	4報酬	生活機能向上連携 加算	「当該理学療法士等と連携し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行ったときは、初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。」とあるが、このとき、初回とはいつを指すのか。 ① ずっと訪問介護を利用していた利用者の状態が悪化した時に、訪問リハと訪問介護の担当者が訪問したことを指すのか？ ② 全く初めて訪問介護を利用するようになった時の事を指すのか？	①である。	H25.4.24	
34	02訪問介護	4報酬	他事業所への送迎	重度の頸椎障害をもっている利用者であるため、移動時間が長くなる通所リハビリの送迎に耐えられないので、通院等乗降介助を算定しても良いか。	当該利用者の心身の状況により当該事業所の送迎車を利用できないなど特別な事情の場合は、通院等乗降介助を算定できる。	H23.6.17	
196	02訪問介護	4報酬	通院等乗降介助	ショートの利用を希望している利用者がショートの見学に行く際に通院等乗降介助は利用できるか。	利用できる。	H25.4.24	
49	02訪問介護	4報酬	通院等乗降介助	いわゆる乗合形式は可能か。	複数の要介護者に「通院等のための乗車又は降車の介助」を行った場合であって、乗降時に1人の利用者に対して1対1で行う場合は、それぞれ算定可能。なお、効率的なサービス提供の観点から移送時間を極小化すること。	H22.12.24	
197	02訪問介護	4報酬	同一建物減算	訪問介護事業所と同一の建物であったが、年度中途から訪問介護事業所が別の建物へ移転した場合、減算は継続して適用されるのか。	訪問介護事業所と同一の建物に居住する利用者が減算の対象となることから、同一の建物ではなくなった時から減算は適用されない。	H25.4.24	
51	02訪問介護	4報酬	同一時間帯の複数サービスの利用	サービス提供中に医師の往診があった場合、提供時間から診療時間を引いて算定するのか。	訪問介護の内容が生活援助である場合に、診療中も生活援助を実施していれば、診療時間を除く必要はない。 一方、身体介護の場合は、医師の診療中にサービスを実施することは想定できないので、診療時間を除く必要がある。(ただし、診療中はサービスを中断し、診療終了後に再開し位置づけられた身体介護を実施した場合には、計画上の単位数を算定することができる。)	H23.6.17	
50	02訪問介護	4報酬	同一時間帯の複数サービスの利用	パーキンソン病の利用者で、医療保険の訪問看護のサービスを受けている方がいる。医療保険の訪問看護と訪問介護(身体介護)を同一時間帯に提供することは可能か。	利用者の心身の状況や介護の内容に応じて、同一時間帯に利用することが介護のために必要があると認められる場合に限り、それぞれのサービスについて算定可能である。	H23.3.31	
199	02訪問介護	4報酬	特定事業所加算	3年以上の実務経験を有する介護福祉士とは、介護福祉士として3年以上の経験を有することを指すのか。	介護福祉士として3年以上の実務経験を有する必要はない。資格取得前の介護職員等としての実務経験が3年以上であればよい。	H25.4.24	

【広島市作成】介護報酬の算定等に係るQ&A(事業者向け)

(最終更新日 平成25年4月24日)

掲載 用No.	サービス種別	基準 区分	項目	質問	回答	掲載日	変更の有 無
198	02訪問介護	4報酬	特定事業所加算	特定事業所加算の算定要件に、サービス提供責任者は、3年以上の「介護福祉士」、又は、5年以上の「実務研修修了者」若しくは「基礎研修課程修了者」若しくは「1級課程修了者」であることとあり、「看護師」は列挙されていない。しかし、「看護師」は、「1級課程修了者」とみなして訪問介護員やサービス提供責任者として配置可能であることから、特定事業所の加算算定時においても1級課程修了者とみなしても良いか。	みなしても良い。	H25.4.24	
200	02訪問介護	4報酬	日割について	要支援2の利用者の方が、4月15日のAMに介護予防訪問介護を利用し、PMから介護予防特定施設に入所となった。この場合、介護予防訪問介護の日割は、4月1日から4月15日までとなるのか。	特定施設入所者生活介護の利用日数を減じて算出することになっているため、4月1日から4月14日までの算定になる。 (同日算定となった場合は、日割するサービス側において算定日には含めない取扱いとなる。)	H25.4.24	
52	02訪問介護	4報酬	保険給付の対象の可否	一般的に介護保険給付の対象とならない行為は、一律、算定することはできないのか。	別紙1のとおり。	H22.12.24	
53	02訪問介護	4報酬	目的が達成されなかった場合の取扱い等	訪問介護計画に位置付けられた介護ができなかった場合、どのように対応したらよいのか。	別紙2のとおり。	H22.12.24	
201	02訪問介護	4報酬	利用料等の徴収	利用者宅に到着したのち、家事援助で買い物を行った場合に、ヘルパーの自家用車を利用する場合のガソリン代の実費を請求することは可能であるか。	実費相当分を徴収することは可能である。 ただし、事前に利用者へ説明し、同意を得ておくこと。	H25.4.24	
272	04訪問看護	3運営	訪問看護計画書	医療保険には、訪問看護計画書と精神疾患患者用の精神科訪問看護計画書の2種類があり、使い分けが必要であるが、介護保険の場合はどうか。	介護保険の様式としては、「訪問看護計画書」しか示されていないことから、特に使い分ける必要はないが、健康保険法等の書式を修正して使用しても差し支えないとされていることから、使い分けでも問題ない。	H25.4.24	
157	04訪問看護	4報酬	サービスの併用	ショートステイ退所日に介護保険の訪問看護を利用することは可能か。	退所するのが短期入所生活介護事業所の場合は算定できる。 短期入所療養介護事業所は算定できない。ただし、厚生労働大臣が定める状態(気管カニューレを使用している等、特別管理加算の算定対象の状態)にある利用者に限り算定できる。	H23.11.16	
205	04訪問看護	4報酬	サービス提供強化加算	理学療法士等による訪問の場合、リハビリを40分行くと2回の算定となるが、当該加算も2回の算定ができるのか。	「1回につき6単位」とあり、2回の算定が可能である。	H25.4.24	

【広島市作成】介護報酬の算定等に係るQ&A(事業者向け)

(最終更新日 平成25年4月24日)

掲載 用No.	サービス種別	基準 区分	項目	質問	回答	掲載日	変更の有 無
170	04訪問看護	4報酬	ターミナル加算	12月1日～12月13日までは介護保険の 訪看を、その後、特別指示書を受け12月 14日～12月22日までは医療保険の訪看 を利用し、12月22日に利用者が亡くなっ た。 介護保険のターミナル加算、医療保険 のターミナル加算の両条件を満たす場合、 両保険にターミナル加算を算定して良い か。	両保険にターミナル加算を算定することはできず、どちら の保険で算定するか選択する必要がある。 保険の選択は、利用者に対して行った死亡前24時間 以内におけるターミナルケアをもって判断することになる。 つまり、質問の場合は、医療保険での加算を算定する。	H24.11.1	
54	04訪問看護	4報酬	医療保険との給付調 整	医療保険のリハビリの利用者について、理 学療法士等が行う訪問看護(介護保険) を利用できるか。	利用できる。	H23.6.17	
158	04訪問看護	4報酬	医療保険との給付調 整	退院後、特別指示書により医療保険の 訪問看護を利用し、その後、同月中に介 護保険の訪問看護で点滴を実施した場 合の薬剤の算定はどのようにしたらよいか。	医療保険のその他薬剤での請求ができる。	H23.11.16	
203	04訪問看護	4報酬	介護給付費請求書 の摘要欄	介護給付費請求書の退院時共同指導 加算の場合、摘要欄には何を記載する のか。	医療機関での指導実施月日を記載すること。	H25.4.24	
131	04訪問看護	4報酬	基本サービス費の算 定	気管カニューレを使用している状態のま ま、病院を退院する利用者について、退 院当日に訪問看護を利用し算定できる か。	算定可。 別に厚生労働大臣が定める状態にあるものについては、 介護保険の訪問看護を算定可能である。	H23.8.26	
130	04訪問看護	4報酬	基本サービス費の算 定	訪問診療中の医師の診察結果を聴取す るため、診察に同席する時間を介護保険 のサービス時間として算定してもいいか。	医療保険による訪問診療を算定した日において、訪問 診療と同一の時間帯に行われた介護保険の訪問看護 サービスについては、算定できない。 医師の診察結果等を今後の訪問看護に生かす目的で はあるが、こうした情報収集に要する時間を訪問看護 サービスとして算定することはできない。	H23.8.26	
204	04訪問看護	4報酬	緊急時訪問看護加 算	この加算の算定要件である老企第36 号第2の4(13)③で、「…居宅サービス 計画の変更…」とあるが、これは計画 の変更ととらえて一連の業務を行わな ければならないのか、それとも居宅 サービス計画書を修正しておけば足り ることなのか。	サービス増ではないので、居宅サービス計画書を修 正していれば良い。	H25.4.24	
273	04訪問看護	4報酬	緊急時連絡体制	緊急時訪問看護加算等に必要な24時 間連絡体制について、対応者は保健師 及び看護師に限られ、准看護師での対 応により算定することはできないのか。	保健師、看護師に限られ、准看護師での対応では体 制を整備しているとは言えない。	H25.4.24	

【広島市作成】介護報酬の算定等に係るQ&A(事業者向け)

(最終更新日 平成25年4月24日)

掲載 用No.	サービス種別	基準 区分	項目	質問	回答	掲載日	変更の有 無
206	04訪問看護	4報酬	退院時共同指導加算	在宅酸素療法指導管理の必要な利用者が退院する場合 ①当該加算が2回算定可能とあるがどのように算定するのか。 ②文書提供は誰が誰に提供するのか。 ③提供文書の内容はどのようなものか。	①入院中の者が退院するに当たり、訪問看護ステーションの看護師等が複数日に退院時共同指導を行い、退院後初回の訪問看護を実施した場合に2回分を算定する。 ②訪問看護ステーションの看護師等が、当該利用者やその看護に当たっているものに対して提供する。 ③文書については特段の様式はない。状況によって文書の内容が変わるものであり、決まった項目もない。病院・診療所でも同様の加算があるので参考にしても良い。	H25.4.24	
207	04訪問看護	4報酬	退院時共同指導加算	入院時に関係者と共同して指導を行い、その内容を訪問看護記録書へも記載した。 しかし、利用者へ提供する文書は、清書したものを渡そうとしていたため、退院後となった。 このような場合でも加算を算定することは可能か。	算定不可である。 退院時共同指導加算を算定する場合、退院時までに文書提供を行わなければならない。	H25.4.24	
129	04訪問看護	4報酬	長時間訪問看護加算	利用者が高齢であり、介護に時間を要するため、サービス提供時間が1時間半を超える可能性がある。この場合、長時間訪問看護加算は算定可能か。	当該加算は、特別な管理を必要とする(別に厚生労働大臣が定める状態)利用者について、長時間のサービスが必要な場合に算定する加算であり、単に利用者が高齢であること、又はサービス提供時間が1時間半を超えることをもって算定することはできない。	H24.11.13	一部変更
208	04訪問看護	4報酬	複数事業所からのサービス提供	複数の訪問看護ステーションから理学療法士によるサービスを実施した場合、それぞれで訪問看護費を請求できるのか。	請求できる。 ただし、主治の医師の判断に基づいて、それぞれの事業所へ指示書が出される場合に認められる。 なお、1人につき6回なので、2つの事業所からリハビリを実施する場合は、2つの事業所が実施するリハビリの回数を合わせて6回が限度となる。 (特別管理加算については、利用者1人につき1事業所でのみ算定できるため、当該加算の場合は事業者間の合議で配分することとなる。)	H25.4.24	
55	04訪問看護	4報酬	複数事業所の利用	現在、理学療法士等による訪問看護(リハビリ)のみを利用しているが、別途、看護師による訪問看護(注射等)が必要となった。 現在、利用している事業所では、看護師等の派遣を追加することが困難であるため、別の事業所に頼みたいが問題ないか。	複数の事業所を利用することができる。 ただし、各訪問看護事業所ごとに、主治医の指示書が必要である。	H23.6.17	
210	04訪問看護	4報酬	訪問看護を1日で複数回行なった場合の減算	理学療法士等が1日に複数回訪問看護を行なった場合、減算が必要か。	理学療法士等が1日に2回を超えて指定訪問看護を行なった場合、それぞれ1回につき100分の90に相当する単位数で算定する必要がある。	H25.4.24	
209	04訪問看護	4報酬	訪問看護費	緊急時訪問看護加算を算定している利用者の要請に応じて、訪問し状態の把握を行い、病院受診の指導を行った場合、訪問看護費として請求を行ってもよいのか。 算定可能であれば、早朝加算も請求できるのか。	訪問し、病状の把握に努め、適切な指導を行っているのであれば、訪問看護費は算定可能。 早朝加算については、緊急時訪問看護加算の算定をするのであれば、算定不可。	H25.4.24	
211	04訪問看護	4報酬	理学療法士等が行う訪問看護の回数制限	1回20分で週6回の制限は、訪問看護ステーションだけか、病院又は診療所にも制限があるのか。	当該制限は訪問看護ステーションのみ対象としており、病院・診療所は対象ではなく、制限はない。 しかし、病院又は診療所から理学療法士等が訪問する場合は、訪問リハビリテーション事業所と整理されるため、同様の1回20分週6回の制限がある。	H25.4.24	

【広島市作成】介護報酬の算定等に係るQ&A(事業者向け)

(最終更新日 平成25年4月24日)

掲載 用No.	サービス種別	基準 区分	項目	質問	回答	掲載日	変更の有 無
132	04訪問看護	5その他	医療保険との給付調整	要介護認定を受けていないが、膠原病のため医療保険による訪問看護を利用していた利用者について、この度、要介護認定申請を行った。 翌月には認定結果が出る予定であるが、引き続き訪問看護を利用している場合、医療保険と介護保険のどちらを算定することとなるか。	要介護認定がなされれば、認定の有効期間の始期は申請日に遡ることから、申請日以降の訪問看護については、原則、介護保険の適用となる。 ただし、末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者については、引き続き医療保険から給付されることとなる。 膠原病は、これに該当する疾病ではないことから、介護保険の適用となる。既に医療保険での請求を行っている場合には、当該請求を取下げ、改めて介護保険での請求を行う必要がある。	H23.8.26	
212	05訪問リハビリテーション	3運営	指示を行う医師	訪問リハビリテーションの指示を行う医師は、入院中の場合において、入院中の担当医でも指示を出すことは可能であるのか。	可能である。ケアマネジャーと相談し指示を行うこと。	H25.4.24	
159	05訪問リハビリテーション	4報酬	医療保険との給付調整	末期がんの利用者について訪問リハビリの利用を検討している。 訪問看護の場合は、医療保険適用となるが、訪問リハビリも同様に医療保険での実施となるのか。	①訪問リハビリテーションの場合は介護保険から給付される。 ②訪問看護ステーションから理学療法士等が派遣される場合には、医療保険から給付される。	H23.11.16	
213	05訪問リハビリテーション	4報酬	算定の可否	訪問時に利用者がうずくまっており、バイタルチェックを行い、かかりつけ医に連絡し、入院となった場合に、緊急対応について算定できるか。	計画に基づいたリハビリテーションを行ったとはいえないため、サービス利用のキャンセルとして、介護保険での請求は認められない。	H25.4.24	
133	05訪問リハビリテーション	4報酬	短期集中リハビリテーション実施加算	5月31日退院し、医師からの指示により6月から訪問リハビリの利用を予定している。 6月1週目は週2回実施するが、2週目以降は週1回の予定である。 この場合、6月1週目について短期集中リハビリテーション実施加算は算定できるか。	医師の指示に基づき、週2回40分以上のリハビリテーションを実施した期間については、算定可能。 したがって、1週目については算定可、2週目以降は算定不可である。	H23.8.26	
57	05訪問リハビリテーション	4報酬	短期集中リハビリテーション実施加算	週2回の利用予定日のうちの1日が祝日で事業所の休業日であった。その代替日の利用を予め計画せず、1週のみ週1回の実施しかできない週があったが、算定は可能か。	利用予定の計画時点で週2回に満たないサービス計画が作成されていたのであれば、その週は、利用者の自己都合等やむを得ず算定要件を満たさない場合には該当せず、算定できない。	H23.6.17	
134	05訪問リハビリテーション	5その他	医療保険との給付調整	パーキンソン病の利用者で、医療保険の訪問看護サービスの提供を受けている。 この利用者に対し、医師からの指示により介護保険の訪問リハビリテーションが必要となったが提供することは可能か。	算定可。	H23.8.26	
215	06居宅療養管理指導	4報酬	介護支援専門員への情報提供	介護支援専門員への情報提供について、情報提供内容の文書が多量になることから、情報提供の頻度について、月に1回の提供とすることは可能であるのか。	不可である。 サービス担当者会議に出席することで情報提供を行う場合、文書等は必要ないとされているが、サービス担当者会議への参加ができない場合、文書等(メールやFAX等)での情報提供が必要とされているため、1月でまとめて情報提供を行うことは適切ではない	H25.4.24	
58	06居宅療養管理指導	4報酬	居宅以外でのサービス提供	利用者が短期入所生活介護を利用中に、事業所へ医師が出向き指導する場合、算定できるのか。	居宅療養管理指導は、居宅において実施されるサービスであり、短期入所生活介護事業所は居宅ではないことから算定できない。歯科医師の場合も同様である。	H23.6.17	

【広島市作成】介護報酬の算定等に係るQ&A(事業者向け)

(最終更新日 平成25年4月24日)

掲載 用No.	サービス種別	基準 区分	項目	質問	回答	掲載日	変更の有 無
135	06居宅療養管理指導	4報酬	小規模多機能型居宅介護の利用者に対するサービス	薬剤師等が行う居宅療養管理指導について、小規模多機能型居宅介護サービスを受けている者へのサービスの算定はどのように行われるのか。	小規模多機能型居宅介護の利用者が、居宅療養管理指導を ① 居宅又は宿泊サービス利用中に受ける場合 ⇒ 算定可 ② 通いサービス利用中に受ける場合 ⇒ 算定不可となる。	H23.8.26	
296	07通所介護	1人員	常勤者の配置	今までは、単位ごとに常勤の職員配置が必要であったが、単位ごとに必要ないということではないか。	単位ごとに配置する必要はないが、サービスを提供する日においては、事業所として常に常勤職員を配置する必要がある。非常勤のみでサービス提供はできない。	H25.4.24	
275	07通所介護	1人員	常勤者の配置	生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤でなければならないとされているが、午前中だけのデイサービスを実施しており、午前中だけの営業時間をフルに出動しても、週32時間に満たないため、常勤の要件を満たさない。このような午前中だけのサービスを提供する形態であっても常勤の要件を満たす必要はあるのか。	常勤(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。赤24P)の要件は、サービスの提供時間が少ない場合であっても満たす必要がある。利用者がいない時間帯であっても出動し、事務を行うなどし、勤務時間を確保して、常勤の要件を満たす必要がある。	H25.4.24	
216	07通所介護	1人員	人員に関する基準について	①事業所としては5時間以上7時間未満のサービス提供が可能である人員配置をしている場合に、一人の利用者に対し7時間以上9時間未満のサービス提供をしてもよいのか。 ②7時間以上9時間未満の体制を整備した場合に、5時間以上7時間未満のサービスを利用している利用者の送迎で殆どの職員が出払っている場合でも残りの利用者にサービス提供を行ってよいのか。	①基準解釈通知にある「提供時間数の異なる利用者に対して通所介護を行うことも可能」とは、より短い時間のサービス提供を想定したものであり、より長い時間のサービス提供は想定していないため、7時間以上9時間未満の体制を整えていない場合は不可。 ②利用者に対し十分なサービス提供を行うことが可能である職員を配置できないのであれば不可。	H25.4.24	
219	07通所介護	1人員	生活相談員の配置	生活相談員は、サービス提供時間中にサービス担当者会議へ参加しても良いこととなったが、サービス提供時間中に送迎のための運転手となっても良いのか。	サービス担当者会議は、生活相談員の本来業務なので積極的に参加してもらうために不在を認めるが、サービス提供時間中の送迎は生活相談員の本来の業務ではないため送迎による不在は認められない。	H25.4.24	
220	07通所介護	1人員	生活相談員の配置	生活相談員は、サービス提供時間に応じて配置することとなったが、サービス提供時間が8時間の場合、非常勤の生活相談員2名を午前4時間配置し、午後は不在とするなど、不在の時間帯が発生してもいいのか。	生活相談員は、事業所のサービス提供時間内は配置することが望ましい。なお、サービス担当者会議への出席により事業所を不在にすることは認められている。	H25.4.24	
217	07通所介護	1人員	生活相談員の配置	例えば、サービス提供時間が9時間の事業所において、9時間拘束・8時間労働の者を生活相談員として配置した場合に、当該者に与えるべき法定休息時間1時間の間には、別途、生活相談員を置かなければならないか。	生活相談員が休憩を取る時間帯に、生活相談員以外で利用者に直接ケアを行う職員(介護職員、看護職員)が必ず配置されているものであるから、人員基準を満たすものとして取り扱って差し支えない。	H25.4.24	
218	07通所介護	1人員	生活相談員の配置	通所介護の生活相談員は、認知症対応型通所介護の生活相談員と兼ねてよいのか。	事業所毎の配置が必要であり、兼務は認められない。	H25.4.24	

【広島市作成】介護報酬の算定等に係るQ&A(事業者向け)

(最終更新日 平成25年4月24日)

掲載 用No.	サービス種別	基準 区分	項目	質問	回答	掲載日	変更の有 無
60	07通所介護	3運営	事業所外でのサービス提供	近隣の公園での花見や事業所の周囲の散歩や同一建物内での行事参加など、事業所外でのサービス提供は算定可能か。	通所介護は、事業所内でサービスを提供が原則であるが、次の条件を満たす場合には、事業所の屋外でのサービス提供ができる。 イ あらかじめ通所介護計画に位置付けられていること。 ロ 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。 なお、個別事例については、事前に相談されたい。	H23.6.17	
61	07通所介護	3運営	自費利用	要介護者の利用者を、自費で受け入れることは可能か。	適切なケアマネジメントに基づくものではなく、あくまで本人の選好により求められた実費利用者については、事業所の定員及び人員配置を遵守した上で、受け入れることは可能である。	H22.8.30	
62	07通所介護	3運営	通所介護計画作成について	通所介護計画を作成した後に、ケアマネジャーからケアプランが送付された。再度、通所介護計画を作成する必要があるのか。	通所介護計画は、既にケアプランが作成されている場合は、当該ケアプランの内容に沿って作成しなければならない。 なお、通所介護計画を作成後にケアプランが作成された場合は、当該通所介護計画がケアプランに沿ったものであるかを確認し、必要に応じて変更する。	H23.3.31	
224	07通所介護	4報酬	サービス提供時間中のサービス担当者会議への出席	サービス提供時間中に利用者がサービス担当者会議へ出席した場合、会議に出席した時間はサービス提供時間に含まれるのか。	含まれない。	H25.4.24	
277	07通所介護	4報酬	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算は、新規申請の通所介護に、開設当初から適用できるか。	できない。直近3ヶ月の実績が必要である。(訪問リハビリテーション以外の他のサービス種別におけるサービス提供体制強化加算も同様)	H25.4.24	
225	07通所介護	4報酬	サービス内容	サービス提供時間内に朝食を提供する利用者がいるが、朝食提供時間は介護保険で対応しても良いか。	サービス提供時間内で日常生活上の世話として朝食を提供するとして通所介護計画に位置付けられているのであれば、介護保険で対応は可能である。	H25.4.24	
228	07通所介護	4報酬	看護職員の配置の人員欠如	看護職員のサービス提供日が19日のうち1日欠勤となった。人員欠如による減算はあるのか。	人員欠如の割合が1割以下の場合、人員欠如開始月の翌々月から解消月まで70パーセントに減算となるが、翌月の末日に人員基準を満たすようであれば減算は行われない。1割を超える場合、人員欠如開始月の翌月から解消月が減算となる。 ただし、基準違反なので今後は発生しないようにしておくこと。	H25.4.24	
63	07通所介護	4報酬	個別機能訓練加算	個別機能訓練計画書は3月ごとに作成する必要があるのか。	個別機能訓練の開始時及びその後3月ごとに一回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録する必要がある。 定期的に機能訓練効果、実施方法等について評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すこと。	H23.6.17	一部変更
65	07通所介護	4報酬	個別機能訓練加算	要支援の際に運動器機能向上訓練の加算を算定していた利用者が要介護認定を受け、新たに個別機能訓練加算を算定する場合、個別機能訓練計画は新たに作成は必要か。状態に変化がない場合はプランは継続してよいのか。	新たに個別機能訓練計画を作成する必要がある。	H23.6.17	

【広島市作成】介護報酬の算定等に係るQ&A(事業者向け)

(最終更新日 平成25年4月24日)

掲載 用No.	サービス種別	基準 区分	項目	質問	回答	掲載日	変更の有 無
276	07通所介護	4報酬	個別機能訓練加算	機能訓練指導員は、個別機能訓練加算を算定するにあたり毎日配置が必要か。	個別機能訓練加算を算定する日については、配置が必要だが、当該加算を算定しない日の配置は必ずしも必要でない。(個別機能訓練加算の算定の有無にかかわらず、事業所に機能訓練指導員1以上の配置は必要)	H25.4.24	
222	07通所介護	4報酬	個別機能訓練加算(Ⅰ)(Ⅱ)	加算(Ⅰ)を算定するため、月を通じて常勤専従の「機能訓練指導員」として看護師を配置している。 この機能訓練指導員に、加算(Ⅱ)に相当する業務をおこなった場合、加算(Ⅱ)を算定することは可能か。 その際、加算(Ⅱ)を算定した日は、加算(Ⅰ)の算定は行わない。	算定可能である。	H25.4.24	
278	07通所介護	4報酬	個別機能訓練加算Ⅰ	常勤職員の配置が必要だが、日によって人を変えることはできるか。	日によって変えることはできる。 その日専従する常勤の機能訓練指導員がいればよい。	H25.4.24	
223	07通所介護	4報酬	個別機能訓練加算Ⅱ	機能訓練指導員を3人配置しているが週によって配置の曜日がそれぞれ固定できない。利用者は月曜日の利用である場合、空週は別の指導員が訓練を行うことになる。異なる指導員でも個別機能訓練加算Ⅱは算定できるか。また提供時間の要件はあるのか。	異なる指導員でも算定可能である。 理学療法士等が配置された曜日に直接訓練を受けた場合に算定できるものであり、実施時間については個別機能訓練計画に定めた訓練内容に必要な訓練時間を考慮して設定すること。また訓練に関する記録は個別訓練従事者により閲覧が可能であるようにすること。	H25.4.24	
66	07通所介護	4報酬	口腔機能向上加算	歯科の居宅療養管理指導を受けている利用者に対し、通所介護での口腔機能向上加算の算定はできるか。	歯科衛生士等の行う居宅療養管理指導は、口腔機能アセスメントを踏まえ、口腔衛生・摂食嚥下機能等の解決すべき事項を記載した管理指導計画に基づきサービスを実施するものであり、一般的には通所介護の口腔機能向上加算のサービスに重複するものと考えられることから、この場合には算定できない。(あまり想定できないが、重複しない場合には算定可。) また、歯科医師が行う居宅療養管理指導において、例えば、入れ歯の調整を行うなど、口腔機能向上加算のサービスと重複しない場合は算定可。	H23.6.17	
226	07通所介護	4報酬	算定について	定員10人で365日行っている通所介護事業所において、常勤の生活相談員と介護職員が同時に休むことになり、生活相談員と介護職員の配置が不足する場合、通所介護費の請求は ①減算して請求 ②人員を満たしていないので算定出来ない のどちらになるのか。	介護職員の配置が不足する場合は、介護報酬が減算される場合がある。 仮に減算に該当しない場合でも、人員配置の基準違反になるので必要とされる人員を確保すること。	H25.4.24	
136	07通所介護	4報酬	所要時間	7時間以上9時間未満のサービスを提供している事業所である。 身体状況を考慮し、午後のみのサービス提供が必要な利用者を受け入れようと考えている。 当該利用者を受け入れるに当たり注意することはあるか。	既存の7時間以上9時間未満のサービスの一部を受けるのではなく、利用者の心身の状況を踏まえ、例えば、3時間以上5時間未満の利用のための通所介護計画が適切に作成され、利用者にとって必要なサービスが提供される場合は、提供できる。	H24.11.13	一部変更
138	07通所介護	4報酬	所要時間	通常は7時間以上9時間未満のサービスを利用しているが、利用者の希望(家族と買い物に出かけるため)により5時間ほど利用して帰宅された。 当初計画どおりの報酬区分での算定が可能か。	利用者の当日の希望により実施時間が減った場合は、利用者の当日の希望(体調不良による帰宅など、やむを得ないものを除く)を踏まえて当初の通所介護サービス計画を変更し、再作成するべきであり、変更後の所要時間に応じた所定単位数を算定する。	H24.11.13	一部変更
137	07通所介護	4報酬	所要時間	同日に2回、通所介護を利用することはできるか。	例えば、午前と午後に行われるそれぞれのプログラムが個々の利用者に応じて作成され、当該プログラムに従って、単位ごとに効果的に実施されている場合は、それぞれの単位について算定できる。 また、この場合の単位ごとの加算の算定の可否については、「1回につき」とある加算は単位ごとに算定できるが、「1日につき」とある加算は1日に1回のみ算定できる。	H23.8.26	

【広島市作成】介護報酬の算定等に係るQ&A(事業者向け)

(最終更新日 平成25年4月24日)

掲載 用No.	サービス種別	基準 区分	項目	質問	回答	掲載日	変更の有 無
59	07通所介護	4報酬	所要時間	併設の施設に往診に来ている医師から、利用者がインフルエンザの予防接種を受けた場合、サービス提供時間から引いて算定するのか。	通所サービスの提供時間中に併設の医療機関等から診療を受けることは、緊急やむを得ない場合を除き適切ではない。 緊急やむを得ない場合には、併設医療機関等における保険請求が優先され、変更後の所要時間に応じた所定単位数を算定しなければならない。 ①受診により、以降のサービスを中止した場合は、受診までの所要時間。 ②受診後に帰所し、サービスを再開した場合は、受診に要した時間を除いて算出した所要時間。	H23.6.17	
56	07通所介護	4報酬	所要時間	利用者の体調がサービス中に急変し、併設の病院を受診した。 通所介護計画へ位置付けた所要時間は7時間半だったが、サービス提供は6時間半であった。算定はどのように行えばいいか。	併設医療機関等における保険請求が優先され、変更後の所要時間に応じた所定単位数を算定しなければならない。 ①受診により、以降のサービスを中止した場合は、受診までの所要時間。 ②受診後に帰所し、サービスを再開した場合は、受診に要した時間を除いて算出した所要時間。	H24.11.13	一部変更
227	07通所介護	4報酬	選択的サービス複数 実施加算	週一度利用の利用者が利用を休んだため選択的サービスを実施できなかった。算定はどのようにすればよいのか。	選択的サービス複数実施加算は算定できない。 この場合にあっては、提供した選択的サービスの加算をそれぞれに算定できる。	H25.4.24	
67	07通所介護	5その他	医療行為	看護職員ではない介護職員が、糖尿病の利用者に対して簡易血糖値測定を行うことは可能か。	当該行為は、医療行為に該当し、介護職員が行うことは認められないと思われる。 医療行為の該当の有無等については、広島県医務課(TEL082-513-3056)にお問合せください。	H22.8.30	
229	08通所リハビリテーション	1人員	医師の配置	通所リハビリテーションで医療機関と兼務で配置している医師が、通所リハビリテーションのサービス提供時間中に、兼務している医療機関の診療として往診に行くことは可能か。	医師は通所リハビリテーションのサービス提供時間中に常時配置しなければならないものではない。 必要時に連携が図れる体制があればよい。	H25.4.24	
68	08通所リハビリテーション	1人員	人員配置	午前、午後に分けて、2単位を設けている場合に、当該事業所の常勤の従業者が午前、午後に勤務すれば、それぞれの単位に常勤の従業者が配置されていると考えてよいのか。	同一事業所で複数の単位を同時に行なう場合には、同時に行われる単位の数の常勤の従業者が必要となる。 したがって、複数の単位が同時に行われない場合に、各々の単位において常勤の従業者1名として考えることは可能。	H23.6.17	
140	08通所リハビリテーション	4報酬	リハビリテーションマネジメント加算	利用者の心身の状況と、サービス事業所の提供可能サービスの種類との兼ね合いから、2つの事業所でサービス提供する必要があるが、リハビリテーションマネジメント加算及び個別リハビリテーション実施加算の算定は、それぞれの事業所において可能か。	それぞれの事業所で算定要件を満たす場合には算定可能。	H23.8.26	
72	08通所リハビリテーション	4報酬	リハビリテーションマネジメント加算	1時間以上2時間未満の通所リハビリで初回月の利用が4回を下回る場合、当該加算は算定出来るか。	個別リハビリテーション又は認知症短期リハビリテーションを行っている場合は算定可。	H24.11.13	一部変更
69	08通所リハビリテーション	4報酬	リハビリテーションマネジメント加算	これまで通所リハビリを月に4回利用していたが、ある月について、通院のため、通所リハビリの利用予定が月3回となった。この場合、当該加算は算定できるか。	算定できない。	H24.11.13	一部変更

【広島市作成】介護報酬の算定等に係るQ&A(事業者向け)

(最終更新日 平成25年4月24日)

掲載 用No.	サービス種別	基準 区分	項目	質問	回答	掲載日	変更の有 無
70	08通所リハビリテーション	4報酬	リハビリテーションマネジメント加算	月4回以上の利用予定の通所リハビリ計画を作成し、半年毎に評価を行うが、個別にはリハビリは行わず集団リハビリのみを行った場合に、リハビリマネジメント加算を算定は可能か。	リハビリテーションマネジメント加算の算定に当たっては、個別リハビリが行われている必要がある。したがって、集団リハビリのみの実施の場合は算定不可。	H24.11.13	一部変更
71	08通所リハビリテーション	4報酬	リハビリテーションマネジメント加算	通所リハビリ事業所と短期入所療養介護事業所との間で、利用者についての情報が共有され、一体としてリハビリテーションマネジメントが行われている場合には、リハビリテーションマネジメント加算の算定が可能であると思うが、その際の両事業所の運営法人が異なる場合であっても算定可能か。	算定可能である。	H23.6.17	
139	08通所リハビリテーション	4報酬	個別リハビリテーション実施加算	個別リハビリテーション加算は、短期集中リハビリテーション実施加算の起算日から3月を超える日から月の末月までの間は、月13回まで算定可能であるが、複数の事業所を利用している場合、事業所ごと月13回まで算定が可能か。	事業者ごとに、それぞれが月13回を限度として当該加算を算定できる。	H24.11.13	一部変更
230	08通所リハビリテーション	4報酬	個別リハビリテーション実施加算	短時間サービス(2時間未満)以外を算定している場合は、1日の算定限度は1回となっているが、短時間サービスの場合は1日に複数回の算定が可能か。	算定可能である。	H25.4.24	
231	08通所リハビリテーション	4報酬	重度療養管理加算	経鼻胃管や胃ろう等の経腸栄養が行われている状態について、経口摂取できているが、水分補給は医師の指示により経鼻胃管で補給する場合は対象となるのか。	一部でも経口摂取ができているならば、対象外となる。	H25.4.24	
234	08通所リハビリテーション	4報酬	短期集中リハビリテーション実施加算	10人以下の事業所において、週2回利用している利用者に短期集中リハビリテーションを行いたいと考えているが、利用日にPT等がない日がある。この場合、PTのいる日にまとめて2回(40分以上を午前、午後)個別リハビリテーションを行うことで要件を満たしたことになるのか？	算定不可である。 短期集中リハビリテーション実施加算の算定上限回数は1日に一度しか算定できない。 なお、単位ごとにPT等を1以上配置しておかなければならず、配置していないときは減算となる場合もある。	H25.4.24	
233	08通所リハビリテーション	4報酬	短期集中リハビリテーション実施加算	短期集中リハビリテーション加算を算定する場合、リハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患等の治療のために入院したものでなければならぬのか。	そのとおり。	H25.4.24	
141	08通所リハビリテーション	4報酬	短期集中リハビリテーション実施加算	短期集中リハビリテーション実施加算について、次の場合の「退院(所)日」の考え方を教えて欲しい。 4月20日病院を退院 → 同21日老人保健施設へ入所 → 5月17日老人保健施設退所 → 同20日通所リハビリ利用開始	リハビリを必要とする状態の原因となった疾患等の治療のために入院(所)した病院等を退院(所)した日が退院(所)日となる。 したがって、老人保健施設で実施していたリハビリの原因となった疾患等と、通所リハビリテーションで実施されるリハビリの原因となった疾患等が同一である場合には、通所リハビリにおける短期集中リハビリの起算日(退院(所)日)は、4月20日の退院日となる。	H23.8.26	
142	08通所リハビリテーション	4報酬	短期集中リハビリテーション実施加算	短期集中リハビリテーション実施加算の期間の算定について、「1月以内」の具体的な内容は。	期間については、法律や基準の中で定められていない限り、民法の考え方による。 民法第143条第2項 「週、月又は年の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の週、月又は年においてその起算日に相当する日の前日に満了する。ただし、月又は年によって期間を定めた場合において、最後の月に相当する日がないときは、その月の末日に満了する。」 したがって、「1月以内の期間に算定」の場合は、例えば、起算日が2月28日であれば3月27日まで、3月1日であれば同31日まで、4月15日であれば5月14日まで、5月31日であれば6月30日までとなる。	H23.8.26	

【広島市作成】介護報酬の算定等に係るQ&A(事業者向け)

(最終更新日 平成25年4月24日)

掲載 用No.	サービス種別	基準 区分	項目	質問	回答	掲載日	変更の有 無
73	08通所リハビリテーション	4報酬	短期集中リハビリテーション実施加算	月途中から利用者が、翌月にかけて2～3週間入院したが、当該入院日の属する月は、終了月といえるか。終了の考え方を教えてほしい。	終了とは、通所リハビリの利用契約の終了を指す。一時的な入院で、退院後に引き続き当該サービスを利用する見込みである場合には、終了には該当しない。	H23.6.17	
232	08通所リハビリテーション	4報酬	短期集中リハビリテーション実施加算 個別リハビリテーション実施加算について	①今回の改正より個別リハビリテーション実施加算と、短期集中リハビリテーション実施加算の同時算定が出来るようになったが、利用者の急なショートステイ利用により週2回の利用が週1回になった場合算定が可能か。 ②週1回で短期集中リハビリテーション実施加算が算定出来ない場合、個別リハビリテーション実施加算の算定は可能か。	①ショートステイ利用、入院にかかわらず、ケアプラン上週2回位置づけられていたのであれば算定可能。(新たに提供票が送られてきた場合も、週2回の予定であったことが分かるようにしておくこと) ②個別リハビリテーション実施加算の要件を満たせば算定可能である。	H25.4.24	
235	08通所リハビリテーション	4報酬	通所リハビリテーション計画策定に係るPT等訪問加算	①利用者との契約後でかつ利用開始前に、利用者居宅を訪問し(9月)、通所リハビリテーション計画を作成し利用開始(10月)した場合10月において、当該加算を算定できるのか。 ②利用者居宅訪問月と利用開始月が離れている場合については、どのように考えるか。	①算定可能である。 ②リハビリテーションマネジメント加算の要件としての居宅訪問については、1月前でも利用者の状態と居宅の状態が変わらなければ、利用者の居宅訪問を行ったこととしてよいとされているので、この趣旨を考慮して同様の解釈を行うこと。	H25.4.24	
236	08通所リハビリテーション	4報酬	通所リハビリテーション計画策定に係るPT等訪問加算	理学療法士等が、利用者居宅を訪問し、通所リハビリテーション計画を作成し当該加算を算定しているとき、その居宅訪問をもって、リハビリテーションマネジメント加算算定のための居宅訪問を行ったこととしてよいのか。	当該加算に係る訪問により、リハビリテーションマネジメント加算算定のための居宅訪問を行ったものとしてよい。	H25.4.24	
74	08通所リハビリテーション	4報酬	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	精神科・神経内科以外の医師が指示書を発行する場合、認知症に対するリハビリに関する研修修了の要件があるが、研修とは具体的に何か。また指示書に、修了証書などの添付が必要か。	全国老人保健施設協会が主催する「認知症短期集中リハビリテーション研修」、日本慢性期医療協会等が主催する「認知症短期集中リハビリテーション医師研修会」、都道府県等が実施する「認知症サポート医養成研修」が該当する。 指示書に添付する必要はないが、事業所として写しの提供を受け保管しておくなど、何らかの形で確認を取る必要がある。	H23.6.17	
75	08通所リハビリテーション	5その他	医療保険との給付調整	医療のリハビリテーションを受けている利用者は、介護保険の通所リハビリテーションを利用可能か。	同一の疾患等について、医療保険における疾患別リハビリテーション料を算定するリハビリテーションを行った後、介護保険におけるリハビリテーションに移行した日以降は、当該リハビリテーションに係る疾患等について、手術、急性増悪等により医療保険における疾患別リハビリテーション料を算定する患者に該当することとなった場合を除き、医療保険における疾患別リハビリテーション料は算定できない。 ただし、患者の状態や、医療保険における疾患別リハビリテーションを実施する施設とは別の施設で介護保険におけるリハビリテーションを提供することになった場合などでは、一定期間、医療保険における疾患別リハビリテーションと介護保険のリハビリテーションを併用して行うことで円滑な移行が期待できることから、必要な場合には、診療録及び診療報酬明細書に「医療保険における疾患別リハビリテーションが終了する日」を記載し、当該終了する日前の2か月間に限り、同一の疾患等について介護保険におけるリハビリテーションを行った日以外の日に医療保険における疾患別リハビリテーション料を算定することが可能である。	H24.11.13	一部変更
76	08通所リハビリテーション	5その他	医療保険との給付調整	病院の退院日に、通所リハビリテーション費の算定は可能か。	算定不可。	H22.8.30	

【広島市作成】介護報酬の算定等に係るQ&A(事業者向け)

(最終更新日 平成25年4月24日)

掲載 用No.	サービス種別	基準 区分	項目	質問	回答	掲載日	変更の有 無
279	09短期入所生活介護	3運営	協力医療機関	短期入所生活介護の協力医療機関は、有床でなければならないか。	特養のように「病院」という記載がないため、基準上有床が求められているわけではないが、入所施設であるため有床であることが望ましい。	H25.4.24	
78	09短期入所生活介護	3運営	他サービスの自費利用	短期入所生活介護利用中に、自費で通所介護を利用することは可能か。	利用できない。 短期入所中のケアは当該事業所の責任においてなされるべきものである。	H23.6.17	
143	09短期入所生活介護	4報酬	サービスの併用	短期入所生活介護を利用中(入所中)の利用者に対して、介護保険での訪問リハビリテーションを併用することはできるか。	算定不可。	H23.8.26	
239	09短期入所生活介護	4報酬	緊急短期入所受入加算	月・火の利用ということで、居宅サービス計画を作成していた。しかし、家族の出張などにより、実際は月～金の延長利用となってしまった。追加で対応した水～金は、緊急短期入所受入加算を算定することは可能か。また、月・火の計画で、実際の利用が水～金となった場合には算定できるか。	当初の計画が単に延長された場合には、算定不可である。 また、計画上、月、火の利用で、水～金に利用した場合は、算定可能である。 居宅サービス計画に「随時」「緊急時」とあり、ショートの日程が特定されていない場合であっても算定できる。	H25.4.24	
238	09短期入所生活介護	4報酬	送迎加算	利用者がショートの利用を継続したまま家族の都合で一時的に帰宅される際に送迎を行った場合、送迎加算を算定できるか。	算定不可である。 ショートを送迎は利用開始時と終了時の送迎を前提としており、利用継続している場合は送迎に当たらないため送迎加算は算定できない。 なお、利用者から送迎に係る費用を別途徴収することもできない。費用を徴収せずに行うか、介護タクシー等を利用することになる。	H25.4.24	
79	09短期入所生活介護	4報酬	連続30日を超える利用	4/10からA事業所を利用しており、4/16の午後にA事業所を退所し、4/17の午前にはB事業所に入所する場合、4/16に自宅で1泊することとなる。連続30日を超える場合の取扱いにあつては、新たに4/17から利用日数を算定するのか。	連続30日を超える場合の利用日数の算定に当たっては、施設を利用しない日を1日設ける(2泊3日の帰宅等)か、または31日目に自費利用日を設ける必要がある。したがって、質問の事例の場合は連続利用にあたることから、31日目(5/10)に自費利用日を設ける必要がある。	H23.6.17	
80	09短期入所生活介護	5その他	サービス利用料の軽減制度	社会福祉法人による利用者負担軽減制度において、複数の社会福祉法人のサービスを利用することは可能か	可能。	H23.6.17	
280	10短期入所療養介護	4報酬	リハビリテーション機能強化加算	厚生労働大臣が定める基準「ハ」の「入所者」とは、 ①老健とショートを足した数か。 ②ショートのみ数か。	①老健とショートを足した数で良い。 なお、「ハ」の理学療法士等の常勤換算における勤務時間は、通所リハビリテーションでの勤務時間があれば除いて計算する。	H25.4.24	
240	10短期入所療養介護	4報酬	訪問マッサージの利用	短期入所療養介護の入所中に医療の訪問マッサージを受けることは可能か。	病院・診療所の行っている短期入所療養介護の場合は利用できない。 老人保健施設が行っている短期入所療養介護の場合は利用できる。	H25.4.24	

【広島市作成】介護報酬の算定等に係るQ&A(事業者向け)

(最終更新日 平成25年4月24日)

掲載 用No.	サービス種別	基準 区分	項目	質問	回答	掲載日	変更の有 無
81	11特定施設入居者生活介護	4報酬	個別機能訓練加算	個別機能訓練計画書において、月・水・金に機能訓練を実施している場合、機能訓練指導員が月・水・金のうち、機能訓練を実施しない曜日について加算を算定できるか。	機能訓練指導員等の多職種が共同して個別訓練機能計画に従い、訓練を行うこととしており、機能訓練指導員が不在の日でも算定できる。	H23.6.17	
281	11特定施設入居者生活介護	4報酬	短期利用型	改正老人福祉法(H23.6.22)第29条第6項の金品受領の禁止について、附則第10条第3項において平成27年4月1日から適用するとある。 経過措置期間中は、老企40号第2の4(5)を満たしていなくても、短期利用型を実施できると解釈するのか。	経過措置対象事業所であれば短期利用は可能である。 老人福祉法の改正は有料老人ホームについてであるが、特定施設においてもそれを適用する。	H25.4.24	
241	11特定施設入居者生活介護	4報酬	福祉用具貸与	外部サービス利用型特定施設に入居している利用者が月途中で福祉用具を貸与されることになった。居宅サービスであれば半月単位の計算方法を行うこともできるが、外部サービス利用型特定施設の場合はどうか。	外部サービス利用型特定施設の受託居宅サービスである福祉用具貸与においても同様に扱うことができる。福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合は、当該月の貸与期間が開始月及び中止月は日割り計算を行う。ただし当分の間、半月単位の計算でも差支えない。	H25.4.24	
242	11特定施設入居者生活介護	4報酬	福祉用具販売の利用可否	養護老人ホーム(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護)の入居者は、福祉用具販売を利用できるか。	利用できない。	H25.4.24	
243	11特定施設入居者生活介護	4報酬	訪問介護の合算	外部サービス利用型特定施設で訪問介護サービスを提供した場合で、その訪問介護サービスが、前のサービス提供後2時間未満の場合は合算する必要があるか。	合算する必要がある。 外部サービス利用型特定施設の訪問介護であっても、各サービスの報酬に係る算定方法と同趣旨である。	H25.4.24	
82	12福祉用具貸与	3運営	軽度者のサービス利用	要支援2の時にベッドレンタルのため軽度者の福祉用具貸与を申請し、使用していた。更新認定で要支援1になり単位数の関係で自費でレンタルに切替えている。今回、要介護1になり、再び介護保険でレンタルしようと思うがもう一度軽度者に係る申請が必要か。	主治医から得た情報及びサービス担当者会議により、継続して福祉用具貸与を受ける必要性が検証されていれば、再度の確認申請は不要である。	H23.6.17	
244	12福祉用具貸与	3運営	体圧分散クッション	日中椅子に座っていることが多いので、そのための圧迫によるじょくそうを発症。車いすを使用しない利用者が、単独でクッションを貸与できないか。	できない。購入もしくは自費レンタルになる。	H25.4.24	
144	12福祉用具貸与	4報酬	軽度者のサービス利用	市の確認を経て、福祉用具の例外給付を受けている利用者が、要支援2から要介護1となった場合、居宅介護支援事業所において、再度、市に確認を行う必要があるのか。	利用者の状態像に変化がなければ、引き続き当該福祉用具の例外給付を行うことは可能である。 介護予防支援事業者が軽度者の確認を行った時点から、引き続き貸与が必要な状態が継続していることが、サービス担当者会議を通じて判断されていれば、再度、市に確認を行わなくてもよい。	H23.8.26	
145	12福祉用具貸与	4報酬	軽度者のサービス利用	軽度者に介助式・自走式車椅子を貸与する場合、どのような手続きを行う必要があるか。	青P428、P430を参照のこと。 P428の注4について ア 基本調査の結果がP430の右欄に該当する場合は給付可能 イ P430の右欄が「ー」になっている場合は、基本調査項目でないことから、主治医からの情報及びサービス担当者会議の結果を踏まえて、ケアマネジャーが必要と判断すれば給付可能 ウ 上記ア、イに該当しない場合には、本市への確認が	H24.11.13	一部変更

【広島市作成】介護報酬の算定等に係るQ&A(事業者向け)

(最終更新日 平成25年4月24日)

掲載 用No.	サービス種別	基準 区分	項目	質問	回答	掲載日	変更の有 無
83	12福祉用具貸与	4報酬	車いす	利用者に、2台の車いすを貸与することは可能か。	例えば、利用者の衛生面を考慮し、屋内用と屋外用の2台の車いすが必要と考えられる場合などは、算定可能である。 具体的な事例が生じれば、個別に相談いただきたい。	H22.12.24	
160	12福祉用具貸与	4報酬	特殊寝台の貸与	小規模多機能型居宅介護の通い・宿泊を利用し、週に2日だけ自宅へ帰る利用者について、その自宅で特殊寝台を貸与できるか。	当該事例について、福祉用具貸与として特殊寝台のレンタルは可能である。	H23.11.16	
146	15認知症対応型通所介護	3運営	本市被保険者以外の者の利用	広島市以外の市町村の被保険者である利用者は、広島市の認知症対応型通所介護事業所を利用できるか。	当該サービスは地域密着型サービスであり、原則、広島市の被保険者以外は利用できない。	H23.8.26	
84	15認知症対応型通所介護	4報酬	サービス提供体制強化加算	グループホームの3ユニットのうち1ユニットのみで当該事業を実施するが、サービス提供体制強化加算に係る職員の割合は、当該ユニットのみで算出するのか。それともグループホーム全体で算出するのか。	事業所全体の職員総数を基に割合を算出する。	H23.6.17	
85	16小規模多機能型居宅介護	1人員	人員配置	夜間の訪問サービスの調整を行う従業者は宿直者でもいいのか。また、その宿直者が看護師でもいいのか。	宿泊サービスの利用者のための夜勤職員に加えて、宿直職員の配置が必要。ただし、訪問サービスを提供するために必要な体制が整備されている場合には、事業所内で宿直する必要はない。 宿直者が看護師であることは問題ない。	H23.6.17	
86	16小規模多機能型居宅介護	3運営	モニタリング	居宅サービスを利用しない人にも月1回のモニタリングは必要か。	居宅サービスの利用の有無に関らず、ケアプランの作成が必要である。 計画の作成に当たっては、居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条に掲げる具体的取扱方針に沿って行うこと。	H23.6.17	
246	16小規模多機能型居宅介護	4報酬	A事業所からB事業所への変更	同一法人でA小規模→B小規模へ移る場合、退所日と入所日が重なるが両方とも算定出来るのか。	A小規模は算定不可。 B小規模で算定。	H25.4.24	
161	16小規模多機能型居宅介護	4報酬	医療保険との給付調整	小規模多機能型居宅介護の利用者が精神科専門療法の重度認知症患者デイ・ケアを利用することができるか。	利用可能である。	H23.11.16	
87	16小規模多機能型居宅介護	4報酬	給付管理票の作成	①月を通じて入院中の利用者の自宅に置いておいたままにしてある福祉用具の給付管理はセルフプランになるのか。 ②月末に退院し、小規模多機能型居宅介護は利用せず福祉用具だけ利用した場合、給付管理はどこが行うのか。	①月を通じて利用者が入院している場合は、居宅での利用がなかったものであるから、報酬算定の対象とならず、給付管理も発生しない。 ②担当の居宅介護支援事業所がなく、当該利用者が小規模多機能型居宅介護の登録者でもない場合には、セルフプランになる。	H23.6.17	

【広島市作成】介護報酬の算定等に係るQ&A(事業者向け)

(最終更新日 平成25年4月24日)

掲載 用No.	サービス種別	基準 区分	項目	質問	回答	掲載日	変更の有 無
147	16小規模多機能型居宅介護	4報酬	事業開始時支援加算	登録定員の定義は。	本市へ提出した運営規程に定められた登録定員を指すものである。	H23.8.26	
172	16小規模多機能型居宅介護	4報酬	初期加算	10月末で登録を解除した利用者が、12月半ばに再度登録する場合、初期加算は認められるのか。	登録解除から30日を超えていれば、初期加算は認められる。	H24.11.1	
247	16小規模多機能型居宅介護	4報酬	小規模多機能型居宅介護費の算定	短期入所生活介護又は認知症対応型共同生活介護のサービス終了日又はサービス開始日に、小規模多機能型居宅介護の算定は可能か。	双方の利用時間が重なっておらず、ケアプラン上必要なものである説明ができるのであれば、同日に双方のサービスを算定することは可能である。	H25.4.24	
88	16小規模多機能型居宅介護	4報酬	本市被保険者以外の者の利用	広島県外の方が、広島市内の小規模多機能型の利用を希望しているが、可能か。	地域密着型サービスであるため、住民票所在地が市外の方の利用は、認められない。	H23.6.17	
89	17認知症対応型共同生活介護	1人員	人員配置	グループホームの計画作成担当者が、特定施設の管理者を兼務することは可能か。	計画作成担当者は、利用者の処遇に支障のない場合には、当該ユニットの他の職務に従事することができるものであり、特定施設の管理者を兼務することはできない。	H23.6.17	
249	17認知症対応型共同生活介護	3運営	グループホームの短期利用を繰り返す利用者	グループホームの短期利用を、定期的に繰り返す利用者であっても、入居の都度、主治医の診断書で認知症であることを確認する必要があるか。	一番最初の利用時には必須だが、繰り返し利用することがケアプランに位置付けられているのであれば、診断書等での確認までは求めない。グループホームを短期利用する場合は、当然ケアマネジャーが関与していると考えられるため、2回目以降は認知症である情報をケアマネジャーから入手しておけばよい。	H25.4.24	
162	17認知症対応型共同生活介護	4報酬	医療保険との給付調整	グループホームの入居者が精神科専門療法の重度認知症患者デイ・ケアを利用することができるか。	認知症である老人の日常生活自立度判定基準がランクMに該当する者に限り利用可能。	H23.11.16	
251	17認知症対応型共同生活介護	4報酬	初期加算	18日間短期利用→1ヶ月弱自宅→長期入居となった場合、初期加算は算定可能か。	算定可能である。 同一認知症対応型共同生活介護の短期利用は入居とはみなさないため算定できる。ただし、短期利用から日を空けずに長期利用(入居)の場合は、短期入所の利用日数を30日から控除して算定すること。	H25.4.24	
90	17認知症対応型共同生活介護	4報酬	初期加算	入居した日から起算して30日以内の期間に算定できるが、その間に入院(2泊3日)した場合の算定はどうなるか。	入院期間中(ただし、入院の初日と最終日を除く。)は算定できない。 ご質問の事例では、1日分算定できないため、29日分の算定となる。	H22.12.24	

【広島市作成】介護報酬の算定等に係るQ&A(事業者向け)

(最終更新日 平成25年4月24日)

掲載 用No.	サービス種別	基準 区分	項目	質問	回答	掲載日	変更の有 無
92	17認知症対応型共同生活介護	4報酬	認知症専門ケア加算	2月～4月実績の利用者の割合が50%を下回りそうであるが、いつから算定できないか。	算定月の前3か月の各月末の利用者の割合により算定の可否が決まることから、質問の場合、算定できない事実が発生する5月1日から算定できない。 この場合、算定できない旨を速やかに届け出ること。 なお、考え方は、前年度の営業実績が6か月未満の事業所に係るサービス提供体制強化加算と同様である。	H23.6.17	
91	17認知症対応型共同生活介護	4報酬	認知症専門ケア加算	認知症専門ケア加算は、算定要件の割合を満たしていれば、入居者全員について加算を算定可能か。	当該加算は、厚生労働大臣が定める状態の者に対し、専門的なケアを行った場合に算定できる加算であるから、対象者でない者について算定することはできない。	H23.6.17	
252	17認知症対応型共同生活介護	4報酬	夜間ケア加算	夜間ケア加算に係る常勤換算法で1以上の夜勤職員は、開所日全てにおいて数時間でも勤務しないといけないのか。	加算対象の夜勤職員は一月あたりの勤務延べ時間が当該事業所の常勤換算1以上であればよいので、開所日全てに配置する必要はない。	H25.4.24	
253	17認知症対応型共同生活介護 19介護老人福祉施設	4報酬	認知症専門ケア加算	認知症専門ケア加算の算定要件における、入所者の総数の算定方法として、入院中の利用者を含めるのか。	日常生活継続支援加算の取扱と同様、その月において1日も当該施設を利用していない場合を除いて入院・外出の人を含める。また、月末時点で判断するので、月途中で死亡した場合は含めない。	H25.4.24	
255	20介護老人保健施設	3運営	一時預かり金について	老健入所にあたり一時預かり金を設定することは可能か。	居住費については、本来毎月支払われることが原則である(その際、利用者等の支払いの利便性をはかる観点から金融機関からの自動引き落としによる支払いとすることは可能であると考えられる。)。一方、例外的な措置として、預かり金を設定することは考えられるが、その場合においては、預かり金を設定することについて、利用者に対して十分な説明がなされ、かつ、同意を得ることが必要であるとともに、その金額も、利用者における支払いが一時的に困難な場合等に用いられるといった預かり金の性格や社会通念にも照らし適切な額とすることが必要である。	H25.4.24	
282	20介護老人保健施設	3運営	協力病院	協力病院は、文字通り「病院」でなければならないか。	原則、「病院」でなければならない。 ただし、解釈通知第4の26の(1)のとおり、地理的要件により、協力病院が確保できない場合には、診療所でも差し支えない。	H25.4.24	
256	20介護老人保健施設	4報酬	栄養マネジメント加算	『都道府県等におかれても、介護保険施設について、類似の帳票等の作成を指導している場合があれば、上記趣旨にかんがみ、帳票の作成や類似項目の記載を不要とする等所要の措置を講じられるよう御配慮願いたい。』 (http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/09/dl/t0907-1a09.pdf) とあるが、広島市においてもこの通知に則って、栄養ケア・マネジメント実施施設における、別途に記載のある検査簿・喫食調査結果等の帳票書類を整備する必要は無いのか。	本通知は有効であり、本市も同様の取扱いである。	H25.4.24	
283	20介護老人保健施設	4報酬	栄養マネジメント加算	医療機関併設小規模老健について、医療機関と老健の管理栄養士を兼務しているが、栄養マネジメント加算の算定が可能か。	医療機関で常勤であれば、算定可	H25.4.24	

【広島市作成】介護報酬の算定等に係るQ&A(事業者向け)

(最終更新日 平成25年4月24日)

掲載 用No.	サービス種別	基準 区分	項目	質問	回答	掲載日	変更の有 無
261	20介護老人保健施設	4報酬	在宅復帰・在宅療養 支援機能加算	当該加算の厚生労働大臣が定める基準で退所者の在宅における生活が1月以上継続する見込みであることを確認し、記録していることとあるが、当初の予定では1月以上継続がみこまれた計画が作成されていたが、従業者の訪問時に急遽入院となり在宅での生活が行われていなかった方は該当するか。	訪問時に入院等により在宅での生活が出来ていない場合においては、たとえ計画で在宅での生活が1月以上継続する見込みがあっても基準には該当しない。	H25.4.24	
93	20介護老人保健施設	4報酬	初期加算	長期入所者が入所日(3/21)から30日経たずに退所・入院し(3/31)、当初の入所日(3/21)から30日経たない日(4/15)に再度入所した場合の初期加算の算定方法について、次のうちの方法により算定するの。 ① 3/21から3/31まで ② 3/21から3/31まで及び4/15から、当初の入所日から起算して30日目(4/19)まで ③ 3/21から3/31まで及び4/15から30日目(5/14)まで	初期加算は当該入所者が過去3月間(認知症自立度Ⅲ以上の者は1月間)の間に、当該施設に入所したことがない場合に限り算定できる。 したがって①により算定することとなる。	H23.6.17	
257	20介護老人保健施設	4報酬	所定疾患施設療養費	所定疾患施設療養費の算定要件を満たす連続する日が二か月にまたがる場合は両方の月で算定が可能か。	連続する7日を限度として、両方の月で算定可能。 (前の月で4日間算定した場合には、引き続いて次の月で算定できるのは3日まで)	H25.4.24	
258	20介護老人保健施設	4報酬	診療報酬との調整	老健入所者が、疼痛コントロールのため麻薬を使用する場合、診療報酬は算定可能か。	可能である。 (投薬に該当するので可能)	H25.4.24	
94	20介護老人保健施設	4報酬	退所時情報提供加算	介護老人保健施設から直接短期入所生活介護事業所へ入所する場合、退所時情報提供加算は算定できるか。	算定不可。	H23.6.17	
259	20介護老人保健施設	4報酬	短期集中リハビリテーション実施加算	当該加算の算定途中又は算定終了後3月に満たない期間に4週間以上の入院後であれば介護老人保健施設に再入所した場合は算定できるが、「入院」には介護療養型医療施設への入院も含むのか。	介護療養型医療施設への入院も含む。	H25.4.24	
260	20介護老人保健施設	4報酬	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	他老健施設に入所していた利用者が、入所する際、短期集中リハビリテーション実施加算は算定できないが、他老健施設において認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定されていなければ、当施設に入所してから3か月間は認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定することは可能か。	認知症短期集中リハビリテーション実施加算は、入所の日から起算して3月以内の期間に限り算定できる。また、当該入所者が過去3月の間に、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定されていない場合に限り算定できる。 従って、他老健施設において過去3月の間に認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定されていなければ、当該施設に入所してから3か月間は認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定することが可能である。	H25.4.24	
284	21介護療養型医療施設	1人員	夜勤体制	1の病棟に医療療養病床と介護療養病床が混在しており、医療病床においては療養病床入院基本料1を算定しているの、医療法上の基準では、平均夜勤時間数の上限の制約がないが、介護保険の基準でも上限なしが適用できるのか。	医療法上の基準を満たしていても、介護保険法上の基準を同時に満たす必要がある。 よって、介護保険法上の基準により、平均夜勤時間数の上限が適用され、上限を超えている場合には、減算が必要となる。	H25.4.24	

【広島市作成】介護報酬の算定等に係るQ&A(事業者向け)

(最終更新日 平成25年4月24日)

掲載 用No.	サービス種別	基準 区分	項目	質問	回答	掲載日	変更の有 無
285	21介護療養型医療施設	4報酬	特定診療費	理学療法に係る加算(青P918 注5)について、ここで言う「専従する常勤」とは、 ①医療型と介護療養型の勤務時間を合計して、常勤の勤務すべき時間数を勤務する者を含むか。 ②介護療養型のみ勤務で常勤の者でなければならないか。	①医療機関としての常勤でよい。 ただし、医療保険の回復期リハ病棟における常勤理学療法士との兼任でないことが必要。(青P931 7(1))	H25.4.24	
95	21介護療養型医療施設	4報酬	理学療法	リハビリテーション実施計画の作成は、利用の都度作成する必要があるのか。	必要に応じて作成すること。	H23.6.17	
96	25リハビリサービス	4報酬	サービスの併用	家屋内におけるADLの自立が困難であり、家屋状況の確認を含めた訪問リハビリテーションと、通院しての下肢のリハビリテーションが必要と主治医から診断されている利用者がいる。この場合、訪問リハビリテーションと通所リハビリテーションの併用は可能か。	併用可能。 訪問リハビリテーションの「通院が困難な利用者」の趣旨は、通院により同様のサービスが担保されるのであれば、通院サービスを優先すべきということである。	H22.12.24	
97	25リハビリサービス	4報酬	サービスの併用	同一の利用者に対して、訪問リハビリと通所リハビリを併用できるか。	可能である。 訪問リハビリテーションは、通院が困難な利用者に対して行うものであるが、「通院が困難な利用者」の趣旨は、通院により、同様のサービスが担保されるのであれば、通院サービスを優先すべきということであって、通院又は通所サービスが一律に利用できないということではない。	H22.8.30	
148	25リハビリサービス	4報酬	短期集中リハビリテーション実施加算	訪問リハビリと、通所リハビリとを併用している利用者に対して、両事業所がそれぞれ短期集中リハビリテーション実施加算の要件を満たすサービスを提供している場合、それぞれで加算の算定ができるのか。	それぞれの事業所が、算定要件を満たしている場合には算定可。	H23.8.26	
100	25リハビリサービス	4報酬	短期集中リハビリテーション実施加算	退院(所)日とは。	利用者がリハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患等の治療等のために入院若しくは入所した病院若しくは診療所若しくは介護保険施設から退院若しくは退所した日をいう。	H22.8.30	
98	25リハビリサービス	4報酬	短期集中リハビリテーション実施加算	要支援者が、更新認定の結果、要介護となった場合、認定日はいつか。	「認定日」は、「要介護認定の効力が発生した日(認定効力期間初日)」である。	H24.11.13	一部変更
101	26短期入所サービス	4報酬	連続30日を超える利用	短期入所生活介護事業所と短期入所療養介護事業所を連続して30日以上利用することは可能か。	サービス種類が異なることから、算定は可能。 ただし、基本的に両サービスの利用目的は異なるはずであるから、こうした利用形態をとる場合には、その必要性を明らかにしておくこと。	H23.6.17	
288	27通所サービス	3運営	サービス提供時間	標榜するサービス提供時間について、介護サービスと予防サービスで異なる時間帯を設定することは可能か。 (介護:9:00-16:30 予防:9:30-16:00)	介護サービスと介護予防サービスを一体的に指定を受ける場合には、サービス提供時間帯は同じである必要がある。 なお、利用者の希望等により、サービス提供時間帯のうち短い時間を利用することは可能である。	H25.4.24	

【広島市作成】介護報酬の算定等に係るQ&A(事業者向け)

(最終更新日 平成25年4月24日)

掲載 用No.	サービス種別	基準 区分	項目	質問	回答	掲載日	変更の有 無
287	27通所サービス	3運営	サービス提供時間	通所介護と介護予防通所介護の利用が混在している。 介護予防の利用者だけサービス提供時間を短くすることはできるか。	介護予防の利用者だけサービス提供時間を短くすることはできる。 ただし、同じ単位というためには、一体的な利用が要件であり、同じプログラムで進める必要がある。 あくまで、個々の利用者への対応として短くするのであれば問題ない。	H25.4.24	
262	27通所サービス	4報酬	栄養改善加算	利用者ごとの低栄養状態のリスクを利用開始時に把握することの利用開始時期とは、当該施設の利用開始時か、それとも当該加算に関するサービスの利用開始時(算定開始時)か。	当該加算に関するサービスの利用開始時(算定開始時)である。	H25.4.24	
289	27通所サービス	4報酬	延長加算	通常時5-7のサービスを行っている事業所において、通常のサービス提供時間を超えて事業所を利用したいという利用者・家族からの要望があった日において、通常のサービス提供時間を超えた時間についても基準における人員配置がなされていれば、7-9の算定区分で算定することが可能か。 もしくは、人員の配置があったとしても、あくまでも介護保険の対象としては当初計画に位置づけられた所要時間に応じた単位数であり、超えた時間分については「預かりサービス」として介護保険外で別途料金を設定して利用者から徴収することになるのか。	人員配置があったとしても7-9の算定はできない。また、通常のサービス提供時間を超えた部分については、介護保険外サービスとして別途料金を設定して徴収しても差し支えない。(予防サービスでは不可。)	H25.4.24	
291	27通所サービス	4報酬	事業所の規模	規模別報酬区分算定の実績値には、2次予防事業の利用者数は含まれるか。	2次予防事業の利用者数は含まない。	H25.4.24	
290	27通所サービス	4報酬	人員欠如・定員超過減算	定員超過・人員基準欠如に係る減算(70/100)について、減算する場合の「所定の単位数」とは、加算の単位数を含むのか。	定員超過・人員基準欠如に係る減算(70/100)については、加算等は対象とはならず、基本部分のみを対象とする。	H25.4.24	
263	28居宅サービス	4報酬	「居宅」について	住宅は別にあるが、夏期だけサービス付き高齢者住宅の居室へ住む場合(住民票は移動させない。)、サービス付き高齢者住宅の居室を「居宅」として扱い、そこで居宅サービスを利用しても給付の対象となるか。	居室の状況、滞在期間、生活の拠点になること等、総合的に判断して「居宅」として扱えるか、担当するケアマネにおいて判断すること。そのために、ケアマネには「居宅」で住環境を含めてアセスメントすることを求めている。 なお、軽費老人ホーム等の居室は、介護保険法第8条に記載がされているとおり「居宅」である。	H25.4.24	
292	29短期入所サービス	1人員	併設型ショート(ユニット型)の夜勤職員の必要数	併設型ショート(ユニット型)が、1ユニットの場合に、2で割り切れなかった特養の1ユニットと併せて、夜勤職員数を1名配置とすることは可能か。	可能である。 『平成21年4月改定関係Q&A Vol. 1 (問84)ショートステイが併設の場合、本体特養と併設のショートステイで合わせて夜勤職員を1人以上加配していれば算定可能か。』 →そのとおりである。ただし、本体施設と併設のショートステイのうち一方がユニット型で他方が従来型であるような場合については、それぞれにおいて1人以上ずつ夜勤職員を加配していることが必要である。』	H25.4.24	
264	32施設サービス	3運営	食費	胃ろうの利用者にヤクルトなどの高カロリー飲料をチューブを使って直接胃に流し込む形で提供した場合、ヤクルト等の代金を食費として徴収することは可能か。	薬価収載されていない高カロリー飲料が食事として必要であるとの医師の指示のもと提供するのであれば食費として徴収することは可能。 医師の指示なく、本人の嗜好品として提供するのであればその他の日常生活費として徴収する。	H25.4.24	

【広島市作成】介護報酬の算定等に係るQ&A(事業者向け)

(最終更新日 平成25年4月24日)

掲載 用No.	サービス種別	基準 区分	項目	質問	回答	掲載日	変更の有 無
293	32施設サービス	4報酬	栄養マネジメント加算、栄養改善加算	介護老人保健施設及び当該介護老人保健施設が行う通所リハビリ事業所に常勤の管理栄養士が1名しかいない場合に、それぞれ栄養マネジメント加算、栄養改善加算を算定可能か。 介護老人福祉施設及び当該施設に併設する通所介護事業所に常勤の管理栄養士が1名しかいない場合に、それぞれ栄養マネジメント加算、栄養改善加算を算定可能か。	いずれの事例も、双方の事業所において常勤の管理栄養士として認められるため、双方の事業所で算定可能である。	H25.4.24	
265	41介護予防支援	3運営	モニタリング	居宅訪問は、3か月に1回で良いことになっているが、サービス提供開始月にも居宅訪問は必要か。	サービス提供開始月に居宅訪問は不要である。	H25.4.24	
164	41介護予防支援	3運営	軽微な変更	地域包括支援センターの直営で担当している利用者について、今後、居宅介護支援事業所に業務委託したいが、現在、当該センターが作成しているケアプランを継続しても良いか。	業務委託を受ける居宅介護支援事業所の担当者がアセスメントした結果、利用者の心身の状況について変化がない場合には、軽微な変更として必要事項を二重線で訂正するなどし、利用者へ説明し同意を得て、その旨を記録したうえで、ケアプランを継続することは可能。	H23.11.16	
163	41介護予防支援	4報酬	給付管理票の作成(支援費の算定)	月途中で区分変更し、要支援から要介護になった。 区分変更前に介護予防サービスの利用があり、変更後に居宅サービスの利用がない場合、給付管理は、どこが行うのか。	要支援から要介護への区分変更や担当事業所の変更等がある場合には、変更後の担当支援事業所が給付管理を行うのが原則であるが、変更後にサービス利用がない場合においては、変更前の担当支援事業所が給付管理を行うこととする。 ただし、要支援利用者の住所地変更により担当介護予防支援事業所が変更となる場合には、変更後のサービス利用の有無にかかわらず、原則どおり変更後の介護予防支援事業所が給付管理を行うこととする。	H23.11.16	
102	41介護予防支援	4報酬	給付管理票の作成(支援費の算定)	月途中で区分変更し、要支援から要介護になった。 要支援の間に予防通所介護を利用してあり、要介護になってから小規模多機能の利用を開始した。 給付管理は、どこが行うのか。	介護予防支援事業者が行うこととなる。	H23.6.17	
103	41介護予防支援	4報酬	初回加算	介護予防支援業務の委託先の居宅介護支援事業所を、A事業所からB事業所へ変更した場合、初回加算を算定可能か。	介護予防支援事業者に変更があるわけではないので、算定不可。ただし、過去2か月介護予防支援を実施していない場合であって、新規に介護予防サービス計画を作成する場合は、算定可。	H23.6.17	
266	41介護予防支援	4報酬	報酬算定の可否	7月2日に区分変更申請を行い要支援から要介護となった方が、7月1日のサービス利用の実績が無い場合において7月1日分の日割算定は可能か。	サービス利用がない場合は、介護予防支援費は請求できない。居宅介護支援事業所が、給付管理を行うこととなり、居宅介護支援費を算定する。	H25.4.24	
104	42介護予防訪問介護	4報酬	支給区分	月途中で、当初の支給区分よりサービス提供回数が増えた場合、支給区分の変更は可能か。	「月単位定額報酬」の性格上、変更不可である。	H22.8.30	

【広島市作成】介護報酬の算定等に係るQ&A(事業者向け)

(最終更新日 平成25年4月24日)

掲載 用No.	サービス種別	基準 区分	項目	質問	回答	掲載日	変更の有 無
105	42介護予防訪問介護	4報酬	支給区分	月途中に要支援度が変更となったが、変更後(前)にサービス利用がない場合は、日割り計算ではなく、変更前(後)の要支援度に応じた月額報酬を算定してよいのか。	算定可能である。	H23.6.17	
106	42介護予防訪問介護	4報酬	支給区分	週1回の訪問介護を予定していたが、月の中途で利用者が骨折したため、週2回の訪問介護が必要となった。介護予防訪問介護費ⅠからⅡへ変更できるのか。	「月単位定額報酬」の性格上、月途中の支給区分の変更は不要である。	H23.6.17	
165	42介護予防訪問介護	4報酬	初回加算	利用者が2か月入院後退院したが、入院前と状態が変わらず介護予防支援事業所は初回加算の算定を行わなかった。介護予防訪問介護事業所は初回加算の算定はできるのか。	暦月で2か月以上入院しており、かつ、他の算定要件を満たす場合には算定可。	H23.11.16	
107	42介護予防訪問介護	4報酬	日割り	利用者が亡くなるまでに介護予防訪問介護を4回利用している。日割りで算定できるか。	死亡による終了は、日割り計算すべき事由に該当しないことから、月額報酬を算定する。	H23.6.17	
108	47介護予防通所介護	4報酬	運動器機能向上加算	月途中に、利用者の意向により、A事業所からB事業所に変更した場合、どのように算定するのか。	両事業所とも、1か月分の単位をそれぞれ算定可能。	H22.8.30	
166	47介護予防通所介護	4報酬	事業所評価加算	転居等により月中途中で事業所を変更するが、変更前後の各事業所が当該加算の算定事業所である場合に、両事業所とも当該加算を算定できるか。	加算(月額)部分については、日割り計算を行わず、変更前後の両事業所でそれぞれ算定可能。	H23.11.16	
268	47介護予防通所介護	4報酬	選択的サービス複数実施加算	月末・月初を挟む週の考え方について(例)7月29日～8月4日において、週1回のサービス実施を8月3日に行った場合、7月分の週も実施したと考えてよいのか。	よい、なお(例)の週において一度もサービスを実施していない場合には、7月及び8月両方実施していないことになる。	H25.4.24	
267	47介護予防通所介護	4報酬	同一建物減算	数回サービス利用があるが、一度だけ同一建物より利用となった。減算対象となるのか。	減算が必要である。一度でも同一建物から利用となった場合は減算となる。	H25.4.24	

【広島市作成】介護報酬の算定等に係るQ&A(事業者向け)

(最終更新日 平成25年4月24日)

掲載 用No.	サービス種別	基準 区分	項目	質問	回答	掲載日	変更の有 無
109	47介護予防通所介護	4報酬	複数事業所の利用	要支援2の利用者で現在、週1回利用している。さらに、サービス内容の異なる他の介護予防通所介護事業所を2週間に1回利用し、算定することは可能か。	介護予防通所介護においては、介護予防ケアマネジメントで設定された利用者の目標達成を図る観点から、一の事業所において、一月を通じ、利用回数、提供時間、内容など、個々の利用者の状態や希望に応じた介護予防サービスが提供されることを想定しており、こうした観点から介護報酬が包括化されているものである。 利用者が一の介護予防通所介護事業所において介護予防通所介護を受けている間は、当該介護予防通所介護事業所以外の介護予防通所介護事業所が介護予防通所介護を行った場合に、介護予防通所介護費は算定できない。 原則、想定されない状況であるが、適切なケアマネジメントを行った結果、複数の事業所を利用する必要性が認められる場合には算定可とする。ただし、各々の事業所が月額報酬を算定することはできず、各々が日割りして算定することとなる。 詳細については個別にご相談いただきたい。	H23.8.26	
110	48介護予防通所リハビリテーション	4報酬	日割り	同じ月内に、ショートステイを利用したが、ショートステイの自費利用があった。 日割り算定に際し、ショートステイの利用日数全体を除くのか。又は自費を除いた保険請求日の日数のみを除くのか。	自費利用日は考慮せず、保険請求したショートステイの日数を控除して日割り計算することとなる。	H23.6.17	
112	49介護予防短期入所生活介護	4報酬	複数事業所の利用	1か月の間で、複数の事業所を利用することは可能か。	可能である。	H22.8.30	
111	49予防短期入所生活介護	3運営	通院	介護予防短期入所生活介護の利用者が通院する際、介護職員の人件費、車両の使用に係る経費等を利用者から徴収請求することは可能か。	徴収することはできない。 基本的に事業所の介護サービス等の一環として行われるものである。	H22.8.30	
269	59月額報酬介護予防サービス	4報酬	月額報酬の場合に 月途中で事業所を変更した際の加算の算定について	月途中で予防通所介護事業所をA事業所からB事業所に変更したが、加算の算定はどうなるのか。	日割り計算用サービスコードがない加算については、変更後の事業者のみ加算の算定が可能であるため、この場合はB事業所のみ算定できる。(日割り計算用サービスコードのある加算については、A事業所においても算定可能。) なお、他の保険者に転出する場合はそれぞれの保険者において月額包括報酬の算定が可能。	H25.4.24	
149	59月額報酬介護予防サービス	4報酬	月途中の事業所の変更	利用者の住民票所在地の変更にあわせてサービス事業所を変更する場合の、月額報酬サービスの算定について (1)同一保険者管内(広島市の場合には区間異動を含む)で住民票を異動し、異動前にはサービスを利用しているが、移動後にサービスを利用しなかった場合の算定方法は。 (2)他保険者管内(他市町)へ住民票を異動し、異動前後ともにサービスを利用した場合の算定方法は。	介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーションについては、月額報酬であることから、月途中のサービス終了であっても、原則として日割り計算は行わない。ただし、月途中に①要介護から要支援に変更となった場合、②要支援から要介護へ変更となった場合、③同一保険者管内(広島市の場合には区間異動を含む)での転居等により事業所を変更した場合は日割り計算を行う。 (1)結果的に変更後の事業所の利用がなかったことから、事業所の変更には当たらず、変更前の事業所が月額報酬を算定する。 (2)転居前の保険者と転居後の保険者にそれぞれ月額報酬を請求する。	H23.8.26	
114	59月額報酬介護予防サービス	4報酬	月途中の事業所の変更	月途中で、利用者の意向により、A事業所からB事業所に変更した場合、どのように算定するのか。	当該月の利用状況に応じて、次の通りの算定となる。 ①A事業所、B事業所ともに利用がある場合は日割り計算となり、A事業所はB事業所の契約日の前日までを請求、B事業所はB事業所の契約日から月末までを請求、②A事業所のみ利用がある場合は、A事業所が1か月分を請求、③B事業所のみ利用がある場合は、B事業所が1か月分を請求。 なお、加算部分に対する日割り計算は行わない。	H22.8.30	

【広島市作成】介護報酬の算定等に係るQ&A(事業者向け)

(最終更新日 平成25年4月24日)

掲載 用No.	サービス種別	基準 区分	項目	質問	回答	掲載日	変更の有 無
113	59月額報酬介護予防サービス	4報酬	要介護・要支援間の区分の変更	利用者が途中で要支援から要介護へ変更になった場合、日割り計算はサービス最終利用日までとするのか、認定有効期間の満了日までとするのか。	日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス対象期間に応じた日数による算定を行う。 したがって、お尋ねの場合は、要介護認定の有効期間の開始日の前日までの算定となる。	H23.6.17	
115	60介護予防通所サービス	4報酬	サービスの併用	利用者は、閉じこもりがちであり、利用している介護予防通所介護を通じて社会的孤立感の解消が図られている。そうしたところ、下肢筋力が弱くなり、主治医から下肢のリハビリテーションが必要と診断されたため、介護予防通所介護と介護予防リハビリテーションを併用する必要があると考えている。 一方、平成18年4月改定関係Q&A(Vol.1)の問12に、「基本的には、介護予防通所介護と介護予防通所リハビリテーションのいずれか一方が選択されることとなり、両者が同時に提供されることは想定していない」とある。 このような事例においても、介護予防通所介護と介護予防通所リハビリテーションを併用することは不可か。	基本的には、月額報酬等のため、介護予防通所介護と介護予防リハビリテーションを併用することは想定されない。しかしながら、個々の利用者の状況によっては、併用が必要な場合も考えられる。 このため、適切なケアマネジメントを通して、個別に判断することになる。 この質問の事例は算定可能と考えるが、具体的な事例が生じれば、個別に相談いただきたい。	H22.12.24	
294	99全サービス	1人員	常勤換算	育児短時間勤務職員は常勤換算上何時間以上働いていれば常勤とカウントできるか。	育児短時間勤務職員が週に勤務する時間が当該事業所の常勤の勤務時間に達していなくても、32時間を超えていれば常勤として取扱う。	H25.4.24	
248	99全サービス	1人員	人員に関する基準について	広島県が実施している「代替人材確保支援事業」で派遣された職員は人員基準の算定に加えることは可能か。	通常の職員と同様に扱ってよい。派遣事業所が作成する派遣契約書、派遣職員の勤務状況を記録として残しておくこと。	H25.4.24	
167	99全サービス	1人員	人員配置	職員のスキルアップを図るため、外部研修を受講させたいが、研修当日の職員配置が不足するため、当該日のみ派遣会社からの派遣職員を配置することで、人員基準を満たすか。	派遣職員が当該事業所の管理者の指揮命令下に置かれるのであれば、人員配置に含めて差し支えない。当月の勤務形態一覧表に記載しておくこと。	H23.11.16	
245	99全サービス	3運営	記録の保管について	サービス提供票の保管を紙ではなくてデータによる保管が可能であるか。	データによる保管も可能である。 事業所において速やかに閲覧できる状態にしておき、データが消失しないようにバックアップを必ずすること。	H25.4.24	
168	99全サービス	5その他	65歳未満の生活保護受給者に係る居住費及び食費の負担軽減	65歳未満の生活保護受給者がショートステイを利用したいと考えているが、社会福祉法人利用者負担軽減制度を利用できるか。	生活保護受給者(65歳未満を含む。)については、個室の居住費に限り社会福祉法人利用者負担軽減制度対象となる。	H23.11.16	
295	99全サービス	5その他	休止届の休止日	9月1日から休止する場合は、休止する年月日の欄にはどのように記載すればよいか。	8月31日と記載するのが適当	H25.4.24	

【広島市作成】介護報酬の算定等に係るQ&A(事業者向け)

(最終更新日 平成25年4月24日)

掲載 用No.	サービス種別	基準 区分	項目	質問	回答	掲載日	変更の有 無
150	99全サービス	5その他	高額医療・高額介護 合算制度	高額医療・高額介護合算制度の相談窓口について知りたい。	国民健康保険に加入している方 ⇒ 区保険年金課 後期高齢者医療制度に加入している方 ⇒ 区健康長寿課高齢福祉係 被用者保険制度に加入している方 ⇒ 区健康長寿課介護保険係 が窓口になる。	H23.8.26	
116	99全サービス	5その他	生活保護事業所の指 定	生活保護費受給者を新規に受入れた い。どのような手続きが必要か。	市健康福祉局健康福祉企画課保護担当課(Tel.082- 504-2138)にお問い合わせいただきたい。	H22.12.24	